

平成20年9月17日から
平成20年9月18日まで

標 茶 町 議 会
第 3 回 定 例 会 議 録

於 標茶町役場議場

平成20年標茶町議会第3回定例会会議録目次

第1号(9月17日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定について	3
行政報告及び諸般報告	3
総務委員会所管事務調査報告	7
産業建設委員会所管事務調査報告	8
陳情第1号 「協同労働の協同組合法」(仮称) 早期制定を求める意見書提出を 求める陳情	10
選挙第1号 北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙	10
一般質問	11
平川昌昭君	11
後藤勲君	17
深見迪君	23
黒沼俊幸君	35
報告第7号 株式会社標茶町観光開発公社経営状況説明書の提出について	38
議案第42号 標茶町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について	46
議案第43号 標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について	47
議案第44号 北海道備荒資金組規則の変更について	50
議案第45号 標茶町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	52
議案第46号 標茶町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	53
議案第47号 標茶町許可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	54
議案第48号 標茶町児童館条例の一部を改正する条例の制定について	56
議案第49号 標茶町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	57
議案第50号 標茶町公共下水道設置条例の一部を改正する条例の制定について	58
議案第51号 標茶町さけますふ化場設置条例を廃止する条例の制定について	59
延会の宣告	60

第2号(9月18日)

開議の宣告	66
議案第52号 平成20年度標茶町一般会計補正予算	66

議案第 5 3 号	平成20年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	68
議案第 5 4 号	平成20年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	70
議案第 5 5 号	平成20年度標茶町老人保健特別会計補正予算	68
議案第 5 6 号	平成20年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	69
議案第 5 7 号	平成20年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算	69
議案第 5 8 号	普通財産の無償譲渡について	71
議案第 5 9 号	教育委員会委員の任命について	72
議案第 6 0 号	教育委員会委員の任命について	73
認定第 1 号	平成19年度標茶町一般会計決算認定について	74
認定第 2 号	平成19年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について	74
認定第 3 号	平成19年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について	74
認定第 4 号	平成19年度標茶町老人保健特別会計決算認定について	74
認定第 5 号	平成19年度標茶町土地区画整理事業特別会計決算認定について	74
認定第 6 号	平成19年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について	74
認定第 7 号	平成19年度標茶町病院事業会計決算認定について	74
認定第 8 号	平成19年度標茶町上水道事業会計決算認定について	74
意見書案第 9 号	道路整備に必要な財源の確保に関する意見書	74
意見書案第 1 0 号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書	74
意見書案第 1 1 号	原油・食料など生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書	74
意見書案第 1 2 号	「特例一時金」を50日分に戻し、季節労働者対策の強化を求める意見書	74
意見書案第 1 3 号	社会保障関係費の2200億円削減方針の撤回を求める意見書	74
意見書案第 1 4 号	太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書	74
意見書案第 1 5 号	学校耐震化に関する意見書	74
	閉会中継続審査の申出について（産業建設委員会）	75
	閉会中継続調査の申出について（総務委員会）	76
	閉会中継続調査の申出について（厚生文教委員会）	76
	閉会中継続調査の申出について（産業建設委員会）	76
	閉会中継続調査の申出について（議会運営委員会）	76
	議員派遣について	76
	日程追加の議決	76
議案第 5 2 号	平成20年度標茶町一般会計補正予算	77
議案第 5 3 号	平成20年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	77
議案第 5 4 号	平成20年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	77

議案第 5 5 号	平成20年度標茶町老人保健特別会計補正予算	77
議案第 5 6 号	平成20年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	77
議案第 5 7 号	平成20年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算	77
閉議の宣告		77
閉会の宣告		78

平成20年標茶町議会第3回定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成20年 9月17日（水曜日） 午前10時10分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定について
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 総務委員会所管事務調査報告
- 第 5 産業建設委員会所管事務調査報告
- 第 6 陳情第 1号「協同労働の協同組合法」（仮称）早期制定を求める意見書提出を
求める陳情
- 第 7 選挙第 1号 北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙
- 第 8 一般質問
- 第 9 報告第 7号 株式会社標茶町観光開発公社経営状況説明書の提出について
- 第10 議案第42号 標茶町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 第11 議案第43号 標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について
- 第12 議案第44号 北海道備荒資金組合理約の変更について
- 第13 議案第45号 標茶町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
- 第14 議案第46号 標茶町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第47号 標茶町許可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定につい
て
- 第16 議案第48号 標茶町児童館条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第49号 標茶町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制
定について
- 第18 議案第50号 標茶町公共下水道設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議案第51号 標茶町さけますふ化場設置条例を廃止する条例の制定について

○出席議員（16名）

- | | |
|--------------|---------------|
| 1番 田 中 進 君 | 2番 黒 沼 俊 幸 君 |
| 3番 越 善 徹 君 | 4番 伊 藤 淳 一 君 |
| 5番 菊 地 誠 道 君 | 6番 後 藤 勲 君 |
| 7番 林 博 君 | 8番 小野寺 典 男 君 |
| 9番 末 柄 薫 君 | 10番 館 田 賢 治 君 |
| 11番 深 見 迪 君 | 12番 田 中 敏 文 君 |

平成20年標茶町議会第3回定例会会議録

13番 川村 多美男 君

14番 小林 浩 君

15番 平川 昌昭 君

16番 鈴木 裕美 君

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	池田 裕二 君
副 町 長	及川 直彦 君
総 務 課 長	玉手 美男 君
企画財政課長	森山 豊 君
税 務 課 長	高橋 則義 君
管 理 課 長	今 敏明 君
住 民 課 長	妹尾 昌之 君
農 林 課 長	牛崎 康人 君
商工観光課長	佐藤 啓一 君
建 設 課 長	井上 栄 君
水 道 課 長	妹尾 茂樹 君
育成牧場長	表 武之 君
病院事務長	蛭田 和雄 君
やすらぎ園長	山澤 正宏 君
教 育 長	吉原 平 君
教育管理課長	島田 哲男 君
指 導 室 長	川嶋 和久 君
社会教育課長	中居 茂 君
農委事務局長	牛崎 康人 君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤 吉彦 君
議事係長	中島 吾朗 君

(議長 鈴木裕美君議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 議長（鈴木裕美君） ただいまから平成20年標茶町議会第3回定例会を開会します。
ただいまの出席議員16名、欠席なしであります。

(午前10時10分開会)

◎開議の宣告

- 議長（鈴木裕美君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（鈴木裕美君） 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、

12番・田中敏文君、 13番・川村君、 14番・小林君
を指名いたします。

◎会期決定について

- 議長（鈴木裕美君） 日程第2。会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月19日までの3日間といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、9月19日までの3日間と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

- 議長（鈴木裕美君） 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、行政報告を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 先の臨時会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと存じます。

なお、次の四点について補足いたします。

1点目はスポーツ合宿誘致の結果についてであります。

本年度の合宿誘致の結果についてご報告申し上げます。

本町の合宿誘致につきましては、地域経済の活性化、人的、技術的交流による有効な情

報収集と良質な情報発信を目的に例年行われ、夏の風物詩ともいふべき事業となっております。

本年度につきましても、合宿誘致委員をはじめ関係者の方々のご努力によりまして、常連となっております天満屋、アコムの実業団陸上チーム、日体大スケート部、釧路スケート連盟、釧路陸上協会など5競技9団体、延べ1,500人の来町となりましたが、スケート連盟にあつては標茶合宿に参加することがステイタスとなっていると伺っており、各団体から優良な合宿地との評価を受けております。

また、この数字には入っておりませんが来月開催されます全道高校駅伝の試走にも、全道各地から多数訪れております。

各団体は、本町の恵まれた環境の中でトレーニングを積むなか、住民との交流や地元児童生徒に対する技術指導を行うなど所期の目的を達成しているものと考えます。

また、今年の北京オリンピック女子マラソン出場者も本町の合宿経験者であり、誘致委員の活動とともに本町の魅力についての理解をさらに深めるものとなりました。

今後につきましても、積極的な誘致を行い、質、量ともに充実した事業展開を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目は公用車の物損事故についてであります。

公用車の物損事故についてご報告致します。去る7月12日、午後2時30分頃、釧路市内で開催された会議の終了後、職員が公用車を運転して戻る途中、二車線道路の右側車線を走行中、右折しようとする交差点の約30メートル手前の地点で、左車線前方を並行して走っていた相手車が右車線に進路変更してきたため避けきれず接触事故を起こしたものです。なお、人身事故につきましては、双方ともございません。本事故につきましては、7月30日、相手方と示談が成立しましたので、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、同日付で専決をし、議長に対し報告をしております。職員の交通安全の励行には、常日頃から指示をしているところですが、町民の信頼を損なう結果となりましたことに対し反省する次第であります。職員の安全運転の徹底について、より一層努力して参る所存でありますので、ご理解を願いたいと存じます。

3点目は土木業者との災害対策協定についてであります。

町は、去る7月15日に、町内土木業者でつくる標茶町災害対策土木協議会と標茶町災害対策協定を締結しましたのでご報告いたします。大雨による災害や地震発生時などの緊急事態において、両者が緊密な連絡を取り合い、地域住民の安全確保などに向けた対策を講じるものです。災害対策協定についての構想は、平成5年の釧路沖地震発生後から模索しておりましたが、今年6月の岩手・宮城地震の発生を受けて、緊急の課題として検討して参りました。締結の内容につきましては、「災害対策の推進に資する協力体制」として住民生活の安定を最優先とし、非常時の人命救助や復旧対策などを、町と協議会が協力して効果的に進めて行くこととしております。

町が災害対策本部を設置した際、協議会加盟の11社は、災害発生時の指揮系統を担う

災害対策担当者を中心に、現状に応じた適切な対応に当たることとしており、具体的には、資機材や人員の明確化、任務の分担、円滑な情報伝達などを図ることとしております。

町としましては、今般の協定が災害対策の手法として大変有意義であり、更なる災害対策の充実を図り、安全安心なまちづくりを目指して参りますので、今後ともご理解ご協力をお願い致します。

4点目は職員の在職状況についてであります。

職員の在職状況についてご報告申し上げます。19年度中における途中退職者につきましては、事務職2名、保健師1名、介護士1名の計4名であります。途中退職者の補充は一部臨時職員による補充にとどめ、又、定年退職者につきましては、事務職7名、建築主事等の専門職4名、介護職1名の計12名であります。専門技術職の一部に非常勤職員を配したほか、正職員については、本年4月1日をもって事務職3名、介護士1名の採用を行った結果、退職者16名、補充等が4名で差し引き12名の大幅な減となり、職員総数は266名となりました。過去5年間における職員削減は34名となっております。なお、本年4月1日付で行政改革方針に従い機構改革を実施致しまして、広報広聴係を地域振興係に、区画整理事業係を都市計画係にそれぞれ係を統合して組織の見直しを図っておりますし、年度中に図書館司書1名の採用と調理員1名が退職しておりますので、現時点の職員数は、本年4月1日と同じ、266名となっておりますことをご報告いたします。組織人員の見直しにつきましては、今後とも住民サービスの低下を招かぬよう充分意を配しながら引き続き努力してまいる所存ですのでご理解を賜りたいと存じます。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・吉原君。

○教育長（吉原平君）（登壇） 平成20年第3回定例町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細に報告いたしておりますが、以下4点につきまして補足し、ご報告いたします。

始めに、平成21年度から使用いたします小学校の教科用図書の採択結果についてであります。

小中学校の児童生徒が使用する教科用図書の採択については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、本年7月14日に管内5町1村の教育委員会で構成する第13教科用図書採択地区教育委員会協議会を開催したところであります。今回の採択にあつては、文科省で平成21年度使用小学校用教科書について新たに文部科学大臣の検定を経たものがなく、前回の採択替えに用いた調査・研究資料を適宜利用するなど簡素化することも可能であるとされたところであります。第13地区協議会は、今回の採択にあつて、選定委員会を設けず、また前回の採択調査研究報告及び採択理由を基に各教科、一種ずつ決定することとなりました。

なお、採択された小学校教科用図書の発行社は、前回の平成17年度採択同様に国語・

書写・社会・算数・生活・音楽が教育出版株式会社、理科・保健が東京書籍株式会社、地図が株式会社帝国書院、図画工作が日本文教出版株式会社、家庭が開隆堂出版株式会社であります。協議会の協議経過等、採択結果については、8月8日開催の第8回定例教育委員会で報告いたしましたところであります。

2点目は、児童生徒が各種大会において、大きな成果を収めましたので、ご報告申し上げます。

小学生において、7月20日、21日に帯広市で開催されました北海道小学生陸上競技大会に地区大会を通過した16名の選手が出場し、標茶小学校4年生坪田りさんがソフトボール投げで第8位と自己新記録で入賞を果たしました。他の選手も自己新は出すも入賞までは至りませんでした。

また、中学生においては、7月28日から小樽市で開催されました北海道中学校陸上競技大会の女子砲丸投げで虹別中学校3年奥山優さんが自己ベストで優勝という快挙を成し遂げました。中体連全道大会に出場した、ほかの競技種目である、陸上、野球、柔道、卓球での団体または、個人では健闘するも入賞などの成績には至りませんでした。今後においての更なる活躍を期待するものであります。

3点目は、「第19回子どもの夢を育てるまつり」についてであります。

この事業は関係団体による実行委員会の主催で、7月27日に開催されました。当日は晴天に恵まれたほか、道警音楽隊カラーガード隊の演奏などもあり、世代を超える多くの町民の参加を得て、盛大な祭りとなりました。

4点目は、埋蔵文化財の発掘であります。

これは、塘路の二股遺跡で行われたものであります。発掘は、駒澤大学と当教育委員会の共同調査という形で実施されました。二股遺跡は釧路川とアレキナイ川の合流地点の左岸に所在する集落跡遺跡で、縄文中期、続縄文、擦文時代にわたる幅広い文化層が確認されており、保存状態が良く遺物密度の濃い遺跡として認識されておりました。駒澤大学では考古学専攻の学生を対象とした学術発掘地を探しており、本遺跡が選定されたものであります。この遺跡の考古学的価値が高いことなども考慮し、共同調査となったものです。発掘は、8月2日から8月30日までの約1カ月間にわたり行われ、土器や石器等多数の出土がありました。なお、この発掘調査は来年も継続されることになっております。

以上で今定例会にあたっての教育行政報告を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 引き続き、議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時24分

◎総務委員会所管事務調査報告

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4。総務委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長・川村君。

○総務委員会委員長（川村多美男君）（登壇） 総務委員会所管事務調査の報告を行います。

調査事件、新たな自主財源の創出について。

調査日、平成20年2月4日、平成20年4月28日、平成20年5月26日、平成20年7月24日、調査場所、標茶町役場議員室で所管調査を行いました。平成20年8月26日・27日、調査場所、ニセコ町役場会議室。出席者及び調査の内容は詳細を記述しておりますので、文面をもって報告に変え省略させていただきます。調査を終了したので委員会所見を申し述べます。

委員会所見。

新たな自主財源の創出をテーマとして、これまで道内外で寄付条例を制定し、導入した自治体の調査を行った。寄付は町村の事業、政策に対して寄付者が賛同し、その事業の財源として寄付される。また、一方では寄付条例は政策に対する人気投票条例とも言われ、道内で寄付条例制定の自治体は14箇所、全国で59の自治体で、一自治体平均500万円程度の寄付金が寄せられている。

本委員会は、道内で一番早く寄付条例を制定したニセコ町の取り組みについて調査を行った。ニセコ町は、平成16年9月に寄付条例を制定し5つの事業を立て町内外の賛同者から寄付を募り、平成20年3月時点で口数321、合計金額169万3,000円で、一番口数が多い事業は環境保全及び景観維持、再生事業で阻害要因の撤去経費、景観に配慮した案内看板の整備など、2番目は森林資源の維持・保全及び整備事業、森づくり活動への助成、植林、育林などとなっている。ニセコ町は平成17年度から人口が減っていない。要因は観光産業が人口を下支えしている。特に三次産業のペンション、おみやげ屋、チーズ、飲食店等の店が増え、寄付条例を始めた時期に町の未成年者も利益を受けるのも、将来維持するのも自分たちだと言い、給食メニューを考え、地元産を使った給食は現在も続いている。メイン通りの綺羅街道の電線の地中化もされ、お年寄りが綺羅街道の花壇の手入れや維持に取り組んでいる。寄付条例の導入を始めてとして、ニセコ町は様々な可能性に果敢に挑戦している積極的な町政の姿勢に共感をもてた。

本年4月に自分の出身地や愛着のある地方自治体に一定額を寄付すると、住民税などが一部控除されるふるさと納税制度を含む地方税法改正案が成立し、本町もふるさと納税に対する対応がされているが、標茶町出身者で構成されている札幌・標茶ふるさと会や、東京・標茶ふるさと会などの標茶町出身者や、標茶高校同窓会の協力を得て、ふるさと納税を積極的にアピールを図ることや、標茶町が地域貢献として、賛同していただけるよう

な新たな事業展開を検討するなど、これまで以上に積極的な政策を推進することが望まれます。

また、新たな自主財源調達的手段として、金融機関より高配当の住民参加型市場公募債、ミニ公募債を導入し、町民の方に金融機関に預金されるお金を、若干町に投資していただき、標茶で老後を迎える親兄弟が安心して過ごすための福祉事業、健康づくり事業、次世代育成支援や認知症高齢者支援など、標茶ならではの町民が主役になった活動の推進や誰もが安心して暮らせる標茶を未来ある子供たちに引き継ぐ、安心なまちづくり事業等の財源として検討すべきと考えます。

以上で、委員会報告を終わります。

○議長（鈴木裕美君） これより委員長報告に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご質疑ないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、総務委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎産業建設委員会所管事務調査報告

○議長（鈴木裕美君） 日程第5。産業建設委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

産業建設委員会委員長・越善君。

○産業建設委員会委員長（越善 徹君）（登壇） 産業建設委員会では農業排水処理につきまして、9月2日にその調査を終了いたしましたので、以下、調査についての報告をいたします。

産業建設委員会所管事務調査報告書。

調査日時、調査場所については、下記に記載のとおりでございます。

1、調査事件

(1) 農業排水処理について

2、出席者、3回開催をしております、日時、出席委員につきましては下記のとおりであります。

3、調査の経過

「家畜排せつ物法」については、平成16年11月1日に施行され、本町においては、さまざまな手法により、施設整備が行われているところであります。

しかし、今後は家畜ふん尿に加え、搾乳関連排水の適正な処理が求められる可能性が高くなっております。畜産排水に関連する水質規制としては、水質汚濁防止法、湖沼水質保全特別措置法などがあり、一定規模以上の畜舎について、届出義務やそこからの排水の水質規制が課されているところであります。現在は一日当たり排水量が平均50m³を超え

るものが対象になっていることから、町内施設については規制を受けていない状況にあります。しかし、自然環境の保全に対する国民の関心の高まりから、近い将来にこの搾乳関連排水処理についても厳格化の方向に進むものと見られております。

このようなことから、農林課の出席を求め、現状や浄化方法について牛崎農林課長、中村畜産係長に説明を受け、実際に現地を調査する必要性が生じたため、本委員会の派遣を決定したところであります。

平成20年8月6日～7日の両日において、上士幌町の平膜利用活性汚泥方式、士幌町の有用微生物利用接触ばっ気方式、大樹町の膜分離活性汚泥方式、更には活性化石炭触媒方式を調査したところでございます。

4、委員会の所見

(1) 施設建設関係について所見を申し述べます。

処理量の多少の違いがあるが、実験あるいは試用段階とはいえ、1,600万円～6,000万円という格差が大きい状況にあります。維持管理費については大きな差はございません。ふん尿まじりの床洗浄水を含むパーラー排水のような汚濁度の高い排水を浄化しようとすると、処理負担が大きく施設も複雑で高額なものとなる。排水の浄化方法としては、廃棄乳を含めた処理が理想でありますけれども、今回の4箇所の施設においては、混入させない方式から20%混入させてもよいというように処理方式によって違いがありました。また、これらの処理過程において出てくる汚泥や処理水の有用活用についても検討課題であります。

(2) 施設導入に際しての課題

① 多くの課題が山積するなか、現状、高齢化が進み後継者が不足しておるところです。酪農事業者が弱体化していることを考えた場合、施設建設費に多額の費用を要しないこと。維持管理費が低廉であり、管理が簡単なことが肝要なこととございます。また、施設建設費に対する補助制度や低利融資あるいは施設に係わる固定資産税の減免等を検討する必要があると思えます。

② 国立公園や釧路川、西別川、ホマカイ川の環境保全を図るため、河川や道路、市街地については早期の施設導入を図るべきである。現在の施設については、実験あるいは試用段階ということで、酪農家単独の持ち出し資金が軽減された例もあるので、関心や理解のある酪農家に施設建設を働きかけることも検討すべきこととあります。

③ 酪農事業者に対し、なぜ排水処理が必要なのかという意識改革や情報提供が必要である。また、消費者に対しては、品質の良い牛乳を生産するためには、排水処理費用が必要なことをPRすることも重要であります。

④ 酪農事業者、農協、町が一体となり、取り組むことが必要だと考えております。特に農協は酪農事業者あつての標茶町農業協同組合であります。主体的な取り組みを願うものであります。

以上で、産業建設委員会の所管事務調査についての報告を終わります。

○議長（鈴木裕美君） これより委員長報告に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご質疑ないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、産業建設委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎陳情第1号

○議長（鈴木裕美君） 日程第6。陳情第1号を議題といたします。

本案は会議規則第90条第1項の規定を準用する会議規則第93条の規定により、陳情第1号は、産業建設委員会に付託いたします。

◎選挙第1号

○議長（鈴木裕美君） 日程第7。これより選挙第1号、北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

選挙は、会議規則運用細則第33項の規により、投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（職員、議場を閉鎖）

○議長（鈴木裕美君） ただいまの出席議員数は16名です。

次に立会人を指名いたします。

立会人は、会議規則第30条第2項の規定により、3番・越善君及び11番・深見君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

（職員、投票用紙を配付）

○議長（鈴木裕美君） 投票用紙の配付漏れは、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 配付漏れは、ないものと認めます。

投票箱を点検いたします。

（事務局長、投票箱を改める）

○議長（鈴木裕美君） 異常ないものと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じ、順次投票願います。

点呼を命じます。

事務局長が議席番号と指名を呼び上げますので、順番に投票願います。

（議会事務局長、議席番号、氏名を点呼。投票を行う。）

○議会事務局長（佐藤吉彦君） 1番・田中進議員、2番・黒沼俊幸議員、3番・越善徹議員、4番・伊藤淳一議員、5番・菊地誠道議員、6番・後藤勲議員、7番・林博議員、8番・小野寺典男議員、9番・末柄薫議員、10番・館田賢治議員、11番・深見迪議員、12番・田中敏文議員、13番・川村多美男議員、14番・小林浩議員、15番・平川昌昭議員、16番・鈴木裕美議員。

○議長（鈴木裕美君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 投票漏れはないものと認めます。

投票は終了いたしました。

これより開票を行います。

越善君、深見君の立会をお願いいたします。

（事務局長及び立会人と開票）

○議会事務局長（佐藤吉彦君） 松井宏志議員、松井宏志議員、松井宏志議員、松井宏志議員、松井宏志議員、松井宏志議員、松井宏志議員、松井宏志議員、渡辺正治議員、松井宏志議員、渡辺正治議員、松井宏志議員、松井宏志議員、松井宏志議員、松井宏志議員、松井議員、松井宏志議員。

○議長（鈴木裕美君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票数16票、無効票なしであります。

有効票のうち、松井宏志君14票、渡辺正治君2票以上のおりであります。

この選挙の投票結果は議長において、直ちに、北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長へ提出いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（職員、議場の閉鎖を解く。）

○議長（鈴木裕美君） これをもって、北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を終了いたします。

◎一般質問

○議長（鈴木裕美君） 日程第8。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

15番・平川君。

○15番（平川昌昭君）（登壇） 先に通告いたしております3件につきまして町長に質問をいたしたいと思っております。

まず、原油価格高騰の影響による暖房費助成の支援の検討についてですが、私はこの件につきましては、決算審査特別委員会で質疑しようと思っておりましたけれども、大変社会問題を抱えて大きな施策の一つである観点からその姿勢考え方を踏まえて一般質問を

させていただきます。

申すまでもなく、昨年から今年のシーズンには、それ以前から続いてきた原油価格の高騰によるコスト増で農林水産業、製造業、運輸業、サービス業などあらゆる産業が耐え切れない状況になっているところであります。これに対応して国策として農業・漁業の支援、運輸業を対象にした燃料高騰分の一部補填など、原材料高に対応する緊急経済対策が次々と出されており、先の道の補正予算案におきましても、市町村が取り組む福祉灯油事業の助成拡大や中小企業向けの低利融資など原油高騰対策が柱になっておりますことは必然な事であり、道内180市町村におきましても昨年度から福祉灯油の復活・灯油代支給制度・福祉灯油購入費助成・ぬくもり助成金など町村によって名称・基準が異なりますが、総じて灯油代というより冬季生活費支給に近い、生活弱者に対し密着した施策が実施されておりますことは周知のことと思います。本町におきましては14年度から「標茶町ほっとらいふ制度」として、上下水道費とセットで助成しており、対象者に冬期間の暖房費の一部として助成額70リットル相当額を支給しており平成18年度は191世帯の助成実績がございました。制度設置当時から比較しまして灯油価格は現状で実に3倍以上になっており、価格が多少下落気味とはいえ、諸物価、特に石油原料製品などの値上げが続き、暖房時期を向かえるこれからの時期一層厳しい生活状況は続くものと予想されますことから、1号及び2号対象者に対して助成額70リットル相当額を100リットル位までの見直しと、また3号対象者に対しても新規に助成することについて福祉政策として検討すべきと思いますが所見を伺いたいと思います。

次に活性化対策として、集落支援員制度の見解と本町の集落再編の今後について伺います。

総務省はこの度、人口減少や高齢化が進む集落を巡回し、地域活性化策などを助言する集落支援員制度を自治体に導入するため、支援員を雇用する市町村に支援員の人件費や集落点検に係る費用等に対し、特別交付税を配分し財政支援をする施策がだされましたが、この骨子となる集落支援員とは行政経験者や農業委員など農業関係業務や経営指導員の経験者、NPO関係者など地域実情に詳しい外部人材を活用する事とし、集落を定期巡回し生活状況や農地・森林の状況等を把握するとともに、きめ細やかな現状把握や集落のあり方など、話し合いへの参加・維持活性化策を行政と協同して取り組む事としております。単に高齢化比率が一定以上などの集落に限ることなく、幅広く自治体が地域と共に振興策を実施していく事が今後の過疎化対策の一環だと考えますが、この制度について現状どのように捉えているのか、また制度の導入についての見解を伺いたい。

一方、本町においては集落再編の必要性を早くから問題にし、望ましいコミュニティーの形成に向けて取り組み、住民自治の向上を基本とする集落再編を推進しながら、自治の向上を基本とする集落再編を推進し、地域振興の活性化に大きな成果を挙げ、昭和60年当時101程あった集落は今日では28の「地域振興会」と大きく生まれ変わり再編の成果を挙げております。

一方、標茶町過疎地域自立促進市町村計画・集落の整備で現況と問題点を挙げておりますが、人口の減少や高齢化が急速に進んでいく中で、新たな地域づくりへの集落再編に向けて今後どのように考えていくのかを伺いたいと思います。

次に旧標茶営林署・苗畑跡地の取得活用について伺います。国有財産北海道地方審議会の資料によりますと、国有財産の一般庁舎・宿舍の有効活用や未利用国有地の売却、有効活用、あるいは政府出資の売却に努め、平成18年度から27年度までの10年間の売却収入として約12兆円見込んでいること。更には民間のアイデアを活用した有効活用を推進するという事に取り組んでいる事。また、平成19年には約40年振りとなる、国有財産法の大改正を行うなど大きな転機を迎えていると当局は言っております。本町におけるその状況を見ますと主に農水省の標茶パイロットフォーレスト営林事務所庁舎敷地・釧路農業事務所が売り払い対象とされており、また、国交省開発局標茶河川事務所建物は既に町が取得しておりますが、一方農水省の森林・苗畑・貯木場等は地域産業の振興や住民の福祉の向上等に必要な場合に限り、公的機能の発揮等に十分配慮しつつ売り払うこととしております。旧標茶営林署苗畑は、昭和32年から造成・植林が開始されたパイロットフォーレスト大事業に伴い現在地で事業も始められたようではありますが、既に平成3年には廃止されて17年程経過しております。これまでに地元自治体として苗畑跡地、林地を含め総地積25ヘクタールの処理計画等について当局との話し合いを持たれてきたかどうか経過について伺いたい。

また、国の制度で講じている環境型社会形成事業の中の地球環境保全林整備事業を活用し、地方公共団体が公の施設として保全・活用を図るために必要な施設の整備を行う場合に地方財政措置が講じられていることから、近隣自治体では既に跡地を取得し有効活用されている事例があります。取得活用に関して長期的目的・計画・農地の転用、財源措置等課題もあろうかと思いますが、まちづくり推進委員会・町民の意見を聞くなど、見解を示すべき時期と考えますが、併せて伺いたいと思います。

以上、3件につきまして一般質問とさせていただきます。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 15番・平川議員の3点の質問にお答えをいたします。

最初に、原油価格高騰による暖房費助成についてのお尋ねにお答えをいたします。議員お尋ねの、「ほっとらいふ制度」は、国民健康保険加入世帯への保険税軽減措置を含め、低所得者世帯や老人、障害、母子世帯を対象に、標茶町水道料金及び下水道使用料の助成に関する規則及び標茶町暖房費の助成に関する規則を一本化し、平成14年度から実施しているところであります。

お尋ねの、第1号及び第2号対象者への灯油70リットル相当額を100リットル相当額に助成を拡大すべきとお尋ねであります。暖房費助成の70リットル相当額につきましては、暖房費助成を始めて以来町内対象者に定着しているとともに、助成額につきましても、現下の灯油高騰状態を考慮した支給を予定しておりますので、ご理解を賜りたいと存じま

す。なお、昨年は、原則ほっとらいふ制度の対象外であります生活保護世帯に対し、生活扶助基準の冬期加算が、原油価格高騰を加味されていなかったことから、町独自に灯油70リットル相当額を助成したところで、本年度も国の生活扶助基準に変更がなければ、生活保護世帯に対しましては、昨年同様、暖房費の助成を行う予定であります。

また、助成対象の第1号及び第2号対象者は、国民健康保険税の7割減額及び5割減額の対象となる所得水準世帯で、かつ、65歳以上の単身、夫婦世帯、身体障害者世帯及び母子世帯で、第1号対象者は上下水道使用世帯を、第2号対象者は上下水道未使用世帯、それ以外の国民健康保険税の7割減額及び5割減額の対象となる所得水準世帯を第3号対象者として区分しておりますが、国民健康保険の被保険者が74歳までとなったことから、今後、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の7割減額及び5割減額の対象となる所得水準世帯を低所得者世帯とし、低所得者世帯のうち老人、身体障害及び母子世帯を老人等世帯の二区分に整理してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。お尋ねの助成額の相当量の見直しと現行3号対象者への支援拡大につきましては、今後とも原油価格の急激な変動や経済情勢の変化等十分に注視し、生活総体の実情を勘案しながら対応を検討してまいりたいと考えて降りますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目の地域活性化対策としての集落支援員制度の見解と本町の集落再編の今後についてであります。

まず前段の集落支援員制についてお答えいたしますが、議員お尋ねのとおり、国の過疎問題懇談会の提言を踏まえ総務省では、集落の住民が集落の問題を自らの課題としてとらえ、市町村がこれに十分な目配りをしたうえで施策を実施していくことが重要であり、住民と行政が強力なパートナーシップを形成し、集落対策に取り組んでゆくことが強く望まれるとの基本的考えから集落支援員との考え方を打ち出したもので、制度内容、支援内容については議員ご指摘のとおりであります。

この制度に対しての捉え方と導入についてとのお尋ねであります。基本的な考えは本町の考えと一致するものであり、重要な視点であると考えております。

一方、本町へは地域に関する各研究機関の方々が数多く訪れ、本町の地域のあり方などに関心をもたれております。

具体的には、各コミュニティの結束の強さ、自ら考え自ら行動する姿と行政支援等がありますが、これらについては長い年月をかけて築き上げてまいりました本町のスタイルであり、その評価も極めて高いものがあります。

今後につきましても、各地域会、町内会の活動や連合町内会の活動を助長、支援することが重要であるとの考えを持っておりますし、そのことが今般、総務省が打ち出した集落支援員制度の目指すものと考えます。

今後、新総合計画策定にあたっては、町といたしましてもこれまで以上に地域へ出向き、実情をお聞きするとともに、各地域における地域整備計画作りを支援しつつ、共に地域活性化策の模索と実践を行ってまいりたいと存じます。

したがいまして、総務省が打ち出しました基本理念は尊重するものの、制度としての集落支援員は導入せず、これまで積み重ねてまいりました本町のスタイルをさらに強化することで、目的を達成してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、本町の集落再編についてのお尋ねにお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、本町の集落再編につきましては各地域において進められ、昭和56年当時110あった自治会は現在39となっております。

当時、集落再編が進められた背景には、戸数の減少によりお祭りや葬式などの地域活動が困難になったこと、役員構成も特定の人に偏ってしまったり、会議の出席者が減少する、農地の斡旋が困難になったなどの要因が挙げられております。

議員お尋ねにあります新たな地域づくりへの集落再編に向けての考え方についてであります。基本的に集落組織は、行政の下部組織ではなく、そこにすむ住民が培ってきた自主的な組織であり、一義的には集落において健全なコミュニティーをどのように形成するかを自ら決定することが重要であると考えております。

町といたしましては、前段のお答えとも重なりますが、地域の活性化を共に考え健全なコミュニティー作りを念頭に置きかかわってまいりたいと考えておりますが、その上で、地域が集落の再編を選択した場合には町としても必要な支援を講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

3点目の旧標茶営林署苗畑跡地の取得活用に関する質問にお答えをいたします。

まず、苗畑跡地の処理計画等について、当局との話し合いを持ったかとお尋ねであります。平成17年に根釧西部森林管理署担当者が来庁し非公式なお話があり、その後、民間に宅地等の目的で分譲したいため、非農地証明が可能か否かの相談がありましたが、その後は具体的な動きもなく今日に至っております。

なお、宅地分譲にかかる相談においては、関係機関等に確認し、結果的に非農地証明の発給はできないとの結論に達しております。

議員お尋ねにあります町での取得についてであります。前段申し上げましたとおり、農地であるため、町が農地として利用すること、あるいは農地以外として利用する場合は利用計画を示すことが条件となりますことから、現状を考えた場合、直ちに取得することは困難であると判断をいたしております。

ただし、今後、住民の皆さんの議論や情勢の変化があった場合には、検討することやぶさかではないと考えますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

なお、再質問は自席で願います。

15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） 3点目の苗畑跡地の活用につきましては、平成17年にちょっと非公式ながら打診があったということで、こういう施策というのはとにかく長期的に考えていかなければならないということは私も意図していますが、まちづくり委員会等と意見を

集約してしかるべき時にまた検討をすると言うことをございますので、また具体的には後ほどまた後藤議員の質問がございますので、私はその程度で受け止めておきたいと思いません。

地域再編につきましては、国の支援制度につきましては本町が長く歴史的に取り組んでいるということは、国土交通省の資料を見ますとかなり大きな評価を受けていることで私も存じておりますが、ただ、今後の集落再編の計画に載っておりましたが、私は集会施設等がいろんな面でまさしく過疎化のなかでどう対応していくかと言うことがポイントなると思いますが、このへんのこととはどのように捉えてこの過疎化の対策に再編問題としてどう取り組むか、そしてですね、やはりある地域の人にお伺いしましたらなかなかイベント等も組めない状況今後起きたときに、どう行政としての行政指導としての支援をどう考えていくかが課題かなと思うのですが、これはしかるべき時に過疎化対策の盛り上げて、また総合計画でうたってくると思うのですが、その辺もこの機会に承知しておきたいなと思います。できれば、公民館運営なんかもこの視野に入ってくるかなと、そして制度そのものが集落再編とどう公民館との関わりが今後の対策になろうと思うのです。それを視野に入れているかどうかも含めてお伺いしておきたいなと思います。

先ほどの1件目の福祉灯油の助成額に暖房費の助成につきましては、対象者を今回この機会に見直しながら幅広く規則を見直すということで受け止めております。私は単に上乗せして見直したらという反面同時にですね当時の価格と今はなぜこれだけ違ってくるかというのは、それは今更いう社会情勢がこういうことになっております。ただ、その上乗せした分が対象者にとっていろんな面で冬期間はこの諸物価の値上がりのとき、助かる・安心だということは是非考えていただきたい。そのことが一番大切でないか、当時と状況が変わっていることは、単に灯油代の上乗せの一過性ではなくて、きちっとこう規則でうたっておけば安心、まさしく安心ではないか。そういう意味では、ぜひ標茶町福祉施策検討委員会で45人の方々がこれに参加されて、いろんな面で福祉対策を検討されると委員会がございます。これは町長の求めて応じて開いていわゆる具申とすることをうたわれております。その辺のことも視野に入れてぜひ当分実情に応じてやるということで予算化は予算化としてですね基本的にこの考え方はしっかりと町民の方と方向性を見出していけるようなこのぜひ委員会で審議させていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。その点だけお聞きします。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

2点にわたる再質問かと理解をいたしますけれども、まず後段の福祉ほっとらいふ制度の問題につきましては、現時点においては現状の支援助成基準でまいりたいということで単価について見直しをしたいということで今回補正に提案をしております。それは先ほどもお答えをいたしました。現時点においては町民の皆さんのご理解をいただいているのが70リットルであり、1号・2号対象者ということをおもは判断をしておりますので、

これから先いろいろな状況の変化等々があればですねそれはその時点で皆様方のご意見を承って判断をしてみたい。そのように考えておりますので福祉施策検討委員会というのも一つの方法かとそのように考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

それから、集落の集会施設を含めてその集落のほうで例えば再編等々の意向があり町で支援を求めた場合については、私どもについては集落の施設につきましては、現状ほとんどの地域において整備されているとそのように考えておりまして、それは建設年度等々いろんな問題あるかと思いますが、使用に当たってはできるだけ地域の皆様の実情に沿うような形で対応しているとそのように考えておりますのでご理解をいただきたいと思いますが、集落をどうするかということについては、それは先ほどもお答えを申し上げましたように、集落は皆さん方自らが判断されることだと言う具合に考えております。集落皆さん方からこういう考えがあるけども町として何かということであれば、それに対して私どもがいろんな手法等考えていくことに関しては皆さん方の意向に沿う形での支援をしていくことに関してはやぶさかではないということをお答えをいたしておりますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 以上で、15番・平川君の一般質問を終了します。

続いて、6番・後藤君。

○6番（後藤 勲君）（登壇） ただいま平川議員の方からですね、同じような質問があったということなんでですね、大まかについてはある程度の話としてはですね聞き入れたのですが、私もですねそれより一歩ですね、例えばそれが可能となればですね、こういうような状況がどうなのかと言うようなことがですねお話をしてみたいと思います。

営林署事務所跡地を取得し町民憩いの桜の公園を造ることが出来ないかということでありまして、今年は非常に環境問題が重要視され、洞爺湖サミットを始め中標津町の植樹祭、また町においては、クチョロ町有林の植樹と地球温暖化について、町民が感心を持っているときに、特定の人だけが木を植えるのではなく、広く町民の協力を得、一人1本の桜の木を植えてもらい、将来イベントも出来る広場、仮に標茶桜まつりを目指すことが出来ないか。その事により、子どもたちにも木を植える大切さを教え将来に夢を与える事が出来るのではないだろうか。また、標茶産の特産物も販売出来、町の発展にも寄与出来るのではないだろうか。今は、先ほど町長がお話をいたしましたけれども、どの程度このことが可能かどうか分かりませんが、あんまりそんなには困難ではないような私は営林署に行った段階ではですね受け止めはしていません。出来るだけ努力してもらえないですか。それとですね、この箱物をつくる、箱物は標茶の場合はほとんどでき上がっていますので、おそらくその公園をつくるということは町のダンプなり重機をですね使えば意外と格安にできるんじゃないだろうかというふうにも考えております。それとですね、この中には古い建物がありまして、これについてもですね先ほどから言われているように灯油の高騰と油の高騰等によりましてですね薪を焚く人が非常に多くなってきてい

るということも考えてですね、これは売買するなり誰かに持っていってもらいなり、いろんな方法はあるかと思えますけども、こういうような方法でやったらどうなのかと、そしてこの景観的にもですね非常に茶安別から下りてくると標茶の町を夜見るとですねすばらしい景観が見えるということなのでね、非常にもったいないなというような気もいたします。それとですね、3年前にですか、打診があったというようなことなんですけれども、この打診についてはですね内容的にはどのような状況の中で打診されたのかということ、ちょっと今のところ私も図りかねますけれども、いずれにしろですねこのようなイベントを何とかしていただけないだろうかというふうに考えております。また、町長もですね九州からこの標茶の果てまで来られてですね、この標茶に桜の公園の一つでもつくったらどうなのかなというような気もいたしますので、一つなにとぞですね力を入れてお願いをしたいなというふうに考えております。

また、次に二番目にですね激甚災害が起きた時に町としてどのような対策ができるのかということで、ご承知のようにですね街を二等分する釧路川がはんらんした時、町民の生命財産をどのようにして守ることができるのか。人口の多い川東と言うのかかわとうと言うのかちょっとわかりませんが、川東だと思っておりますけれども地区に避難場所が確保されているか、仮設住宅等の確保はどのようになっているのかということでもあります。これについてはですね、先日、20年度ですね標茶町総合防災訓練打ち合わせ会議という資料をですね入手しましてですね、この中で役場の会議室の中で町内会長をはじめですね町の職員と打ち合わせをしたという書類がありました。題名についてはですね小河川のはんらんと震度6弱の地震ということで、私もこれ見させていただいたのですけれども、これについてはですね一応問題なのは、桜住民センター、勤労者会館、平和コミュニティセンター、開発センターこれがですね一応避難場所になっているということなんです。ただですね、この、そして終わったあとにはトレーニングセンターへバスで移動するとかいうような形式になっていると思うのです。そしてその中にはですね各町内会から10名程度の人たちが参加をしていただきましてですね、そしてその終わったあとどうするのかよくわかりませんがやるというこんなんです。大まかに言うと。ただですねこの10名程度集めたところでですね、この集まるというのは健康な人だけがほとんど集まるだろうと思います。正直なところ。ただ聞くところによるとですね、車椅子だとか寝たきりの人たちはどうするのかという問題までぜんぜん触れていないと、訓練だからといえばそれまでの話なんですけれども、またですね、町の広報のですね標茶の便りの中のですね17ページにこの災害訓練がですね載っているわけです。20年度標茶町総合防災訓練を実施しますということで。ほんの小さなですね正直なところねこれだったらちょっと見過ごしてしまうんじゃないかと思うようなね、こういう小さいものしか載っていないです。これだけ重要なものについて。今、非常にですねこの集中豪雨だとかそういうものがきている状況、まして今ですね沖縄の方にも台風が停滞していると、いつどの程度の雨が降るかわからないという状況の中でですね、この標茶についてはですね、私もですね開発局に42年間

いたということで、このはんらんの問題についてはですね、この二等分されていることは先ほど言ったようにバスがですね送り迎えするとかってというような状況には決してならないと思います。橋が落ちれば別ですけどそれ以外はですね、この標茶の町にですね、1日2日の中に約200ミリ近くの雨が降ったとすればですよ、そうするとね高水敷、グラウンドがあるあたりが高水敷というんですけども、これにですね、30センチか40センチの水が溜まってみえた時には、富士樋門、下流にある富士樋門をですね必ず閉めなければならぬ。そうしないと釧路川から流れてくる水が富士樋門に入ってオモチャリ川に逆流してくると、こういう状況が起きるわけですよ。だからその時にですね橋の上から見ている素人の方々は、堤防があればですね高いのだから心配ないだろうと見ている間にですね後ろから水が来ると、内水はんらんと言うのですけども。こういう状態が起きるわけですよ。結果的には今まで私の経験では二、三度閉めるか閉めないかということで、ほんとにぎりぎりの線ですねやった経緯がありますけれども、それを閉めてしまわなくてもですね、前には桜町だとか富士町だとかそれから配水管だとかトイレだとかこれがみな逆流をしてくるといような現象が多々あった訳ですよ。その事によってですね床下・床上浸水が当然起きると。だからそのことにですね町民が非常にまだ敏感になっていないと。それだけの築堤が高いから安心だろうという形の中でですね見ているような気がする訳ですよ。そうするとこの水が出ることによって平和だとか富士だとか桜の近辺ですね、全部が水浸しになってしまうと。そして先ほど言ったようにこの住民センターと勤労者と平和、開発センターこの辺についてはですね避難場所として当ててもですね、そこに行くのと自分のうちにいるのと何も変わりはないと。何のためにそういうことするのかと問題はそこなんです。それでただ、訓練だからですねその時に開発センターならびトレーニングセンターに集まってくださいというけれども、実際に本当にですねなったときのことを考えたときにそんなね書面だけの問題じゃないと思うんですよね。昨年もですね開発局と道の防災訓練がありましたけれど、あれはあくまでもですねこういうような形でやりますよということの中でですね、この町の中で大水がはんらんしたときにはですね、なんの役にも立たないって正直なところそういう感じがします。ただ、築堤がかけたときにはこういう土嚢を積みますだとか、月の輪工法でやりますとか、いろんな自衛隊が橋を架けますとかそういうようなことを確かにやってはいますけれども、この町にはですねそのことがあまり当てはまらないだろうというように感じがします。そしてですね、この災害の問題についてもあまりに知られていないと、今も10日程でですねこの訓練が始まるわけですけども、ちょっとあれしてみるとですね、この徹底されていないということは

○議長（鈴木裕美君） 休憩いたします。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時26分

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

（何か言う声あり）

○議長（鈴木裕美君） 6番・後藤君。

○6番（後藤 勲君） 先ほどの話でないですけどもね、結果的にはね各町内会のちょっと手に入れたんですけどこれもですね防犯部長宅にということで、これはですね住民の世帯主だとか続柄・性別・血液型だとかって生年月日全部こういうようなものが出てきている訳ですよ。ということはこの防災訓練にあたってですねどの程度皆さん方に周知されているのかと。ほかの町内会にしてみればこんなもん何も出てきていないよと。ただ10人だけ派遣すればいいんでないかと。こういうような状況が出てきている訳ですよ。だから一つのこの防災訓練をやるっていうのであればですね、もう少し皆さんに分かるようなねやり方をしてもらおうと。これがメインであればそれなりのね広報の書き方もあるだろうと思うんですよ。そういうようなことで何とか対応していただければなというような感じはいたします。

それとですねもう一点、一応激甚災害ということなんで、地震の問題についてもですねあるわけですけども、これはねこの間テレビを見たときに地震の災害の「これから揺れがきます」ということが出ました。テレビで初めて見ました。ということは心の準備は当然出来ました。ということは、私はその時見てたから良かったんですけども、見ていない人についてはですねどう対応していくのかということがひとつ問題あるわけですよ。それとこの夜中であろうとですね、それから寝たきりの老人だとか車椅子の人だとかそういう人たちの問題としてはどう考えていかなきゃならんのかという問題がいろいろ出てくる訳ですよ。そうすると一つにはサイレンの問題もあるだろうと思います。サイレンも非常にいままでなくなった訳ですけども、これについてもですね、こういうことであれば地震の知らせなんだよというようなひとつの工夫もあろうと思いますけども、そういうようなことも考えながら、またこれについてはですね、民生委員の人たちの地域ごとの活用だとか町職員の活用だとかそれだとかボランティアの人たちを含めてですね、こういう災害が起きたときにきめ細かなですね対応が出来ないのかというようなことを懸念するわけでありませう。それでもって各町内会に分散していただいて、こういうような緊急事態が起きたときにはこうするんだというようなことでですね対応していただけないものだろうか、もう少しですね血の通ったその防災訓練のあり方があってもよろしいのではないだろうかという気がいたします。これ以上やるとあまりやると一般質問のあれにならないのかどうか知らないんですけど。

（何か言う声あり）

○6番（後藤 勲君） そのようなことでですね私の感じたことなんでひとつよろしく。

それとあの言い忘れましたが仮設住宅の問題ね。

（笑う声あり、何か言う声あり）

○6番（後藤 勲君） これについてはね結果的にはこれからの問題として、なんかやりづらいな。とりあえずそれもどういような形の中です。これでも対応していくのかと、いうことあります。その辺のところですねひとつよろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木裕美君） 休憩いたします。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時31分

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 6番・後藤議員からの2点の質問に対してお答えをいたします。

まず最初に営林署苗畑跡地を取得し町民憩いの桜公園を造ることはできないかとのお尋ねにお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、環境問題は大きくクローズアップされており、本町としても積極的な対応を行っているところであります。

本年の植樹活動につきましても、4箇所において、児童生徒も含めて延べ805名の参加を得、6,300本を植えたところであります。

お尋ねの苗畑取得につきましては、土地の公簿地目が農地であるうえ、現況についても農地性が高いと思われることから、町が農地として利用するか、あるいは農地以外の利用計画を示す必要があり、直ちに取得することは困難であると考えております。

ただし、ご指摘のとおり所在地から見る景観は素晴らしいものであり、今後、住民の皆さんの議論や町総体の振興策などの情勢の変化があった場合、検討することやぶさかではないと考えますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、防犯上の危険に対するご心配については、建物を所有しております根釧西部森林管理事務所へ伝え、善処して頂くことといたしますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目の激甚災害発生時の町の災害対策についてのご質問についてお答えをいたします。激甚災害発生時の町の対応、特に釧路川のはんらん時の対応をどうするかについてのご質問ですが、災害発生時、標茶町においては、国の災害対策基本法に基づき、昭和47年町長を座長とする標茶町防災会議により策定されました「標茶町地域防災計画」に基づいた対策を講じることとしております。

質問の趣旨であります釧路川の標茶市街地域への堤防が大雨により破堤時の対応ですが、現在も、大雨が予想される注意報時点で、气象台に気象情報を、開発建設部に河川情報をそれぞれ確認し、警報発令時の災害対策本部設置の参考としております。

釧路川水位情報につきましては、水位上昇に伴い、はんらん注意水位、避難判断水位を超え、更に水位上昇が見込まれる場合、開発建設部より町長に対し避難勧告の助言がなされることになり、それを受け、対策本部で避難勧告等が決定され、避難行動を含めた各種行動が実行されます。

現在、標茶町には、各地域会・町内会の集会施設等34カ所、収容人員6,085名分の避難所の指定をしており、標茶市街では、学校2カ所2,400名、集会所8カ所1,570名分を指定しております。避難所については、町で作成したハザードマップに施設名等を掲載し、全戸配布して、災害時の対応に備えております。

ご質問のケースでは、前段説明いたしました、早い段階での、開発建設部からの避難に関する助言後、直ちに、各避難所へ避難勧告が出され、洪水想定で被害が広範囲となる事から被害が少なく、避難後の健康・配食等管理面も考慮し、常盤・川上・開運地区の収容人員が多い標茶小学校や標茶中学校に搬送することとなりますので、ご理解いただければと思います。

また、災害発生直後には、住家に被害を受け居住の場所を失った方は避難所での生活を過ごしていただきますが、災害のため住家が半壊及び全壊した被災者の一時的な居住の安定を図るため応急仮設住宅を開設することになり、災害救助法の適用を受けた場合、仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、原則知事が標茶町の要請に基づき行うこととなりますので、ご理解いただきたいと存じます。

釧路川については、過去数度の洪水を経験し、今も改修工事が行われ、洪水への安全性は増していますが、近年の異常とも思える気象状況を考えると、今後も防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施するにあたり、防災関係各機関の連携を一層強化し、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することに全力で取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

なお、再質問は、自席で願います。

6番・後藤君。

○6番（後藤 勲君） 今、町長の答弁でありますけれども、農地法の関係でですねいろいろあるかと思えますけれども、逆に言うとそんなにも難しくもない気もしないでもないで、町の考え方や押し方一つであろうかとは思いますが、計画的なものがきちっとされればですね何とか見通しがつくのかなっというようにニアンスに聞こえてきたんです。というのはですね、今後ですね、標茶町小学校の校舎がまた改築されるということになって、その時にですね、桜の老木がですね切り倒されるというようなことを聞きましたので、この種をですね採っていただいて高校なりですね町内の業者に頼んでですね、何とかその桜の種をその公園にですね持ってく、植えるというようなこともね含め、そしてですね、先ほどから言っているその非難の場所についてはですね、その高台に造ることによって避難場所にもなると、こういうようなですね計画を織り込んだ中でですね、き

ちっと前向きに進んでいただければと。ただ、こういう障害があるからだめだっというんでなくてですね、何をやるにしても必ず障害は起きてくる訳です。それをどう乗り越えるかということが問題であってですね、その後の努力の仕方だろうと思いますので、これからもですね、ひとつそうゆうようなことについて協力して頂ければなというふうに思っておりますんで終わります。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

議員の貴重なご提案だという具合に理解はしておりますけれども、ご理解を頂きたいのは、農地として取得した場合には農地としての利用しか許されないということでございます。町としてその基本的な法律を破るといことはならない事ということをご理解を頂きたいと思っております。農地以外の利用を計る場合においては、計画等を明確に示した上で国との交渉をやらなければならない。その明確な計画をつくるにあたっては、やはり多くの町民の皆様のご意見を承らなければならないと、そのように考えておりますのでその点についてはご理解を賜りたいと思っております。決して現状こういうことなので一切町としては考えていないということではなくて、それは町民の皆さんたちがどのように考えているかということ、私どもである程度そういった努力を重ねた上での判断という事になるとそういうことでございますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） 6番・後藤君。

○6番（後藤 勲君） 今、町長の話のとおりですね、できるだけ努力をしてもらおうということをお願いをして終わりたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） 以上で、6番・後藤君の一般質問を終了します。

続いて、11番・深見君。

○11番（深見 迪君）（登壇） 質問いたします。

第1点目ですが、障害者自立支援法が施行されて2年半が経過しました。2年半前私は同趣旨の質問をして、前町長と議論した記憶がございます。

この自立支援法は施行当初から法の問題点や課題が指摘され、国による手直しが行われ、また多くの自治体が特別措置を設けるなど現場は混乱し、障がいのある人たちの不安、親御さんや家族の皆さんの不安と苦しみは依然として続いています。

そしてまた、最近の投機マネーによる異常な物価高、スタグフレーションともいえる状況が不安に拍車をかけています。自立支援法は今までの経過をみると、その名とは裏腹に法自体が、障がいのある人たちの自立を支援することを妨げてきました。

この自立支援法は、応益負担を新たに障がい福祉の分野に導入し、サービスの利用料や医療費に一部負担を求めることになり障がい者が重いほどサービスの利用が多くなり、障がい者が重い人ほど負担が増えることになるという結果を招いています。

法が成立して以来、多くの障がい者とその関係者、そして国民批判と切実な要望に押され、昨年12月の障害保健福祉関係主管課長会議では、障害者自立支援法の抜本的な見

直しに向けた緊急措置の説明が行われました。その主な内容は利用者負担の更なる見直し、事業者の経営基盤の強化、グループホーム等の整備促進を進めるというものでした。

この中で利用者負担の更なる見直しの緊急措置として、例えば通所サービスの1月当たりの上限額3,750円が1,500円になるなど前進が見られましたが、自立支援をいながらの応益負担には変わりなく、働きに行っているのに利用料を払うといった自立支援とはほど遠い考え方は払拭されていません。多くの自治体がこの説明できない矛盾に対し、自治体独自の負担軽減や、利用料の自治体負担を実施してきました。本町でも障がいのある人の社会的就労については通所サービス料の町負担をすべきではありませんか。

福祉的就労の場として、活動支援センター、授産施設、共同作業所などがあり、町としても委託料、給付金等の財政措置を行っています。これらの施設を通しての利用者の自立や社会的参加の促進の課題と期待は大きいものがあります。その中で障がいをもっている通所者や家族の人たちと心をつなげて生きがいのある人生を創り上げていく支援をしている優秀な指導員の確保、これは決定的に重要であります。しかし、指導員の人たちが安心して余裕を持ってその仕事ができるよう町独自の支援を講じて施設で働く指導員の更なる待遇改善をすべきと考えますがいかがですか。

2つ目の質問です。私は、障がいのある児童生徒が安心して登下校出来る支援の開始を求めてこの質問をいたします。

町の障がい者保健福祉計画では、その目標に障がいのある子ども1人1人のニーズに応じてきめ細やかな支援を行うためにさまざまな特別な配慮や支援の考えが述べられています。また、教育・育成の分野でも、決して差別化につながらないよう統合教育の確立に努めると記述されています。しかしながら本町では自力で登下校が困難な障がいのある子供に対しての登下校援助の制度はありません。子供たちは朝の空気を吸いながらお友達とおしゃべりをしながら、町の人と挨拶を交し、地域の住民の皆さんに見守られながら登下校をしています。毎日の登下校の中で見聞きし体験することは子供たちの成長発達にどんなに役に立っているか論を待ちません。毎朝玄関で「行ってらっしゃい、行ってまいります」の挨拶を交し、子供を送り出した親や保護者が仕事に行く。このことは昔からの日本の良き風習でもあります。自力で登下校が困難な子の親にはこれが奪われ就労を困難にもさせています。通学援助の保障は、学校教育を行う上で最低の条件であります。自力で通学が困難な児童生徒について、福祉計画の行動援護や移動支援事業の枠を広げ、保護者、学校、地域の誰もが安心して見守ることができるよう、登下校できる環境を整えるべきと考えますがいかがですか。

3つ目の質問です。消防の広域化について質問いたします。

消防の広域化について、国の基本指針では管轄人口は30万人を1つの目標としているようです。釧路圏内と言えば釧路の全市町村が入ることになります。北海道の消防広域化推進計画がこの程策定されました。計画では本年度中に関係市町村の協議を進め、広域化に関する協議会の設置などが予定されていると聞いていますが、今後のスケ

ジュールはどのように推移していくのですか。また、広域化についての市町村の評価はどのような状況ですか。

消防の広域化と道州制、医療の広域化は密接にかかわっていると考えますが、町長はそのことについてどのように見えていますか。伺います。

4点目の質問です。地方財政健全化法の内容について質問いたします。

昨年成立し、本年4月からの地方財政健全化法施行により2007年決算から、今年行われるやつですね。その決算から4つの新指標による公表が要求されます。これ事態、住民自治の観点から前向きであるといえます。公表事態がですね。しかし、健全化判断比率算定のための基準が多くは政省令にゆだねられていることなどは、地方自治権がこれによって左右されるなど懸念されるのですが、当面本町の4指標はどのようになる見通しですか。また、この指標についての町長の所見を伺います。

4つの指標の健全化、改善は、自治体業務の削減、サービスの低下、新税の導入、受益者負担や税負担の強化など住民負担の増大に直結するのではないかという私は心配を持つのですが、この4つの指標の健全化が現状保たれていればいいのですが、これを健全化するために、これらの住民負担、これをし得るといこうという心配がもっているのですが、いかがでしょうか。

以上、質問終わります。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 11番・深見議員の4点の質問に対してお答えをいたします。

最初の障害者自立支援法促進のため社会的就労通所サービス応益分担分の全額町負担をとのご質問にお答えをいたします。

厚生労働省は、障害者自立支援法施行に伴う制度改革の軌みに対応するため、平成20年度まで1,200億円の特別対策として、利用者負担の軽減と事業者に対する激変緩和措置を実施し、今回、障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置として、利用者負担の更なる見直し、事業者の経営基盤の強化、グループホーム等の整備促進を実施するとされており、利用者負担の見直しでは、低所得の障がい者の通所サービス利用者負担額の限度額を7月から一月1,500円に引下げられております。

1点目の通所サービス料を町が負担すべきとのお尋ねであります。厚生労働省が障害者自立支援法の抜本的な見直しを検討しており、その動向を注視してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目のお尋ねであります。本町では障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業として、地域活動支援センター事業及び相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業の実施、小規模通所授産施設「コスモス」への補助などのほか、障がい者の就労支援として育成牧場やクリーンセンターでの委託業務を行っているところであります。

議員ご指摘のように、障がい者サービス施設での指導員の役割は、障がい者の社会参加や自立促進に大きなものであると考えております。

働く指導員の更なる待遇改善をすべきとお尋ねではありますが、現在本町には、新体系に移行した就労継続支援事業所「たんぼぼ」と小規模通所授産施設「コスモス」があり、コスモスについては、10月1日から新体系の就労継続支援事業所への移行が決まっておりますが、厚生労働省は、平成21年度から通所サービス単価の引上げ、受入れ人数の弾力化などサービスの質の向上と良質な人材の確保や経営基盤安定を図るため、障がいサービス費用の改定を予定しており、厚生労働省の障害者自立支援法の抜本的な見直しの動向を注視してまいりたいと考えておりますので、ご理解を願います。

次に、障がいのある児童・生徒が安心して登下校できる支援の開始についてのお尋ねではありますが、現在、障がい者・障がい児の社会参加及び自立生活を促進するため移動支援事業のサービスにつきましては、原則として通学等の恒常的な外出に係るサービス提供は行わないこととしており、本人又は介護者の事情により、一時的にこれらの支援が必要となる場合については、特例としてサービス提供ができるものとして、一ヵ月20時間以内の利用が認められています。

障がいのある児童生徒の通学に関しましては、基本的には自力又は保護者の責任において行われるものと考えておりますが、家庭環境等により保護者が送迎できない場合につきましては、児童生徒の障害の程度や家庭環境の状況等を総合的に判断し、移動支援事業のサービスについても柔軟に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして消防の広域化についてお答えいたします。

最初に、北海道の消防広域化推進計画策定後の、今後のスケジュールと推進計画の市町村の評価についてのご質問について、お答えをいたします。

大きく変化する消防へのニーズや人口減少という大きな変化に対応するための消防責任を果たすためには、消防の更なる広域化が喫緊の課題との考えから、平成18年6月に改正された消防組織法及び、同年7月に告示された消防の広域化に関する基本指針に基づき、国では、管轄人口が概ね30万人以上の規模の広域化が適当であり、平成24年度までの期間までに推進することとしております。

広域化を進めるに当たっては、市町村、消防本部が具体的に協議検討し、互いのコンセンサスを得ると共に、それぞれの自主的な意志に基づき広域化が行われる必要があるともしております。

これらに基づき、道においても道内市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保を図るため北海道消防広域化推進計画を本年3月に定めるところであります。本道は広大な面積、人口密度や市街地間の遠距離の特徴を有しており、他府県と同様の考え方で広域化を進めることには限界があることから、深く関連する第二次保健医療福祉圏を基本として、全道を21の消防本部とし、釧路支庁管内の三本部の消防組織を一つと

しております。

今後のスケジュールにつきましては、平成23年度中に、市町村及び各消防本部で構成される釧路圏消防広域化連絡調整会議及び広域化協議会において協議、検討され、平成24年中の広域化の実現を目指すというものです。

広域化の市町村の評価につきましては、消防救急デジタル無線化の導入の必要性もあり、将来を見据えて広域化が望ましいとの事前調査結果が、全道的にも大勢を占めているところですが、本町を含む一部市町村には、広域化の組織運営など全体像が見えない状況の中、現状維持を望む意見もあるところです。

2点目の消防の広域化と道州制、医療の広域化との関わりにつきましては、産業経済の発展等により、災害の態様が複雑多様化し、消防需要が大幅に増大していること。又、救急業務については、高齢化の進展、住民意識の変化等により出動件数が大幅に増加しているところでありまして、実態として今日的には、消防の広域化と道州制との関わりの議論にはなっていないのが実情と認識しております。

3点目の広域化によって期待できるメリットはないと思うがとのご質問ですが、小規模な消防本部においては、出動体制や保有する消防車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面にも厳しさが増しており、高度な消防サービスを提供する体制に問題を有していることが多いとされ、広域化により、行財政上等のスケールメリットを活かし、高度な消防サービスと安全安心を地域に提供できる消防体制を期待できると説明をされております。また、業務運営面については、本部機能の一元化に伴う業務の効率化、災害出動体制の充実強化、業務の専任化と充実強化が可能となることなどがメリットとして説明をされております。

しかし、災害の態様が複雑多様化していることや、救急業務の出動件数が大幅に増加し、消防需要が増大との傾向が見られますが、現状の組合消防の枠組の対応で支障ないものと判断をしております。

なお、消防の広域化の在り方につきましては、今後の調整会議等により具体化するものと考えておりますが、私といたしましては、住民が安全で安心して生活できる環境を求めて、今後も消防体制の充実強化を図り、質の高い消防サービスが提供できる体制を目指してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

4点目の地方財政健全化法の施行及び4つの指標についての町長の所見を伺うとのご質問にお答えいたします。

はじめに、当面、本町における4指標であります。平成19年度決算見込みでは実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては共に赤字が発生しておりませんので率は出ません。実質公債費比率は17.4%で、早期健全化基準25%を下回っており、将来負担比率は111%でこれも早期健全化基準350%を下回るものと考えております。

次に、この指標についての所見をとのお尋ねであります。イエローカードである早期健全化基準とレッドカードであります財政再生基準の二段階となり、早めの対策に資する

という面では、本町としても計画策定等、多くの場面において活用が図れる有効な一つの指標と考えております。

2点目の指標の動向により住民サービスの低下等に直結するのではないかとの懸念についてであります。町といたしましては、町財政の健全化についてはこの数値のみにとらわれることなく、今後も努力しなければならないものと考えておりますが、これまでも住民負担のみにそれを求めるのではなく、事務事業の見直しも含め実施し、成果を収めており、基本的には従来からのその体制を堅持してまいりたいと考えております。

今後も厳しい業況が続くことが予測されますが、行政と住民が共に考え行動する中で安定かつ安心なまちづくりを進めてまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） 11番、深見議員の障がいのある児童生徒に対する通学支援についての考え方についてお答えいたします。

児童生徒の通学については、特別支援学校への就学、学校統廃合によるスクールバス通学を除いて、基本的には、児童生徒の居住地から徒歩等により通学できるように各学校の通学区域を定め、就学する学校を指定しているところであり、障がいをもつ児童生徒についても同様でございます。

ご質問であります、児童生徒が障がいをもち、自力で通学することが困難であり、保護者も都合によって送迎できないときなど、タクシー等を利用することにより、大きな負担が生じることに対する家庭への支援につきましては、教育委員会として、これまでに障がいをもつ児童・生徒で通学にタクシー、家族以外の方への依頼など家族で対応できない状態になった家庭環境の事例については、無いものと認識しているところでありますが、今後、家庭環境等の状況により、支援の必要性が生じた場合につきましては、本町の障がい者福祉計画にもとづく支援対策総体の中で支援していくことが望ましいと考えますので、ご理解をいただきたいと存じます。

（何か言う声あり）

○議長（鈴木裕美君） 休憩します。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 再質問させていただきます。

地方財政健全化法の施行の問題についてはいくつかあるのですが、決算も近いのでそ

ここでまた議論を深めるということでこの点については再質問しません。

消防の問題なのですが、町長は市町村の評価は現状維持を望む声もあるし、町長自身がね現状でしょうがないっていうようなね、お考えを示されたので、それはそれでいいかなと思うのですが、1点だけ確認したいと思うのですが、その政府答弁にあるように市町村はね基本計画及び推進計画に拘束されるものではないし、消防の広域化というのはいね、市町村の自主的な判断で行われるというふうに国は、政府は答弁をしているのですけれども、このことはそのとおりというふうに確認してよろしいでしょうか。それが第1点です。消防の件についてはそれだけです。

それで、話を最初のあれに戻しますが、自立支援法、社会的就労通所サービスの応益負担を町が独自にやっぱり負担すべきではないかという私の質問に対してお答えをいただきました。答えの多くはですね、厚生労働省が抜本的な見直しをしているので、その経緯を待ちたいということでありました。したがって町独自としてそれを行うということは考えていないかのような答弁に聞こえたのですね。それで重ねて質問いたしますが、私はですね、この件について、いくつかの障がいをもっている方や家族の方にいろいろ聞いてみました。ある施設ではですね、だいたい低い方で1,500円から、たとえば標茶で言えば、羊の羊舎のね、に通って羊のお世話をするっていうようなことがたくさん行ければ、あるいは野菜の収穫時期になれば結構1万ぐらいになると。まあ季節ですね。おおむねですね3,000円から1万円ぐらいというふうに私みているんですね。この中から1,500円を取るといことなんですよ。昨日もですねある親の方からお話を伺ったのですが、この方は畑の野菜作りとかやすらぎ園の草取りとかあるいは多和平の売店に行ってお仕事をされている訳ですけども、この方の障害者年金は70万ちょっとですよ。それに、それらの働いた年間の、大ざっぱに言って収入を入れれば70万プラス8万4千円ぐらいと。標茶の場合はB型就労継続支援というスタイルの支援ですから、月1,500円、概ねですね。生活保護の方はゼロですが。だいたい多くの方は1,500円ぐらい。これはこの間決まったことなんですけど、7月から実施されて1,500円に落ちたわけですが。この方はですね、給料日、お母さん言ってましたけれども、結構年配の方なんですけど、そのお母さんも70超えてんのかな。言ってましたけれども。あまりよくお金の入りについては分かっていないのかもしれないけど、でも1カ月に1回の給料日はねとっても喜んで給料日に「今日、給料日だからお金入るんだよ。」言って元気よく行くって言うんですね。通うということなんです。あるいはまた、多和平の売店で編み物の手芸品を売ると。どうもあまり得意でないみたいで、一緒に編み物をしている通所者の方のほうが見てたらよく売れると。「私のはあんまり売れないんだ」って言ってね、うちに帰って嘆いているっていう話も聞きましたが。私はね、町長にここでひとつ聞いておきたいことがあるんですけど、金額の問題もさることながら、だいたい障害者年金が70万でね、1年間働いても8万から10万ぐらいのお金しか入らないと。月々働きに行ったら1,500円取られるっていうね、そういうことなんですけれども。金額の問題もさることながらですね、自立支援といいながらね、働きに行ってお金を払う

っていうねこの矛盾ですね。こういう考え方。これについてね町長はどういうふうに考えているのかね。私はね、許されない、通常で言えば許されないことだっていうふうに思うんですけどもね。このことについて、先ほどご答弁なかで厚生労働省は見直しを検討中って言うんですけどね、見直しは金額の見直しじゃなくて、考え方を見直してもらわなきゃならないんですよ。働きに行ってお金をね取られるってね。こういう大きな矛盾。私どもね世界ではね考えられない話でしょ。このことについて町長はどう思っているのか。これについてはね結構先ほども言いましたように全国全道でおかしいと、こんなことおかしいということで自治体独自のね軽減策や、負担、一部負担や全額負担これを行っているところがあるんですね。それは元々そういう考え方がね絶対おかしいと、だいたい自治体のね方針にある、ここにも福祉計画がありますが、方針にあるノーマライゼーションとかねなんとかということとねその精神に反するということをね言って自治体が独自にお金を出しているというケースが多いんですね。この考え方について再度伺いたいというふうに思います。

再質問の終わりですが、障がいのある児童生徒が安心して登下校できる支援の開始の問題です。これは、全国で例があります。こういうふうに言うんですね。これは東京の台東区の話なんですけど、ここはことしの4月から障がいのある児童生徒の通学時に保護者等による送迎が困難な場合、ガイドヘルパーによる送迎を行う障害児通学支援を開始すると。登下校時における児童生徒の安全を確保するとともに保護者の負担軽減や就労支援を図りますと。保護者の負担軽減と就労支援なんです。目指すところはね。もちろん子供の登下校の安全も入っているんですけど、保護者の負担軽減で言うんですね、後期高齢者医療制度や介護保険制度、私は思い浮かべます。介護保険制度の改悪ではね、家に家族がいたら、生活援助は出来ませんよって。うちはやっていると思うんですけど、生活援助は出来ませんよなんていう縛りをかけるんですね。元々介護保険制度というのはね、個人の問題でなくて家族にかぶせるんじゃないで、その負担をなくすためにね社会がそれを看るんだという制度でね開いた訳でしょ。それと同じようなことが今のこの障害児通学支援で言えるんでないかなというふうに思います。ここではね、先ほど教育長の答弁は僕は非常に不満があるんですけど、家庭では対応できない状況はないと考えていると。こういう考え方でその通学支援をしていないんだということなんですね。これはまさにね義務教育のね就学のねそういう義務を怠るようなね発言でないかというふうに思うんですよ。考え方ですからね意見の違いはあるかもしれませんが、そういうことではないんですね。通学支援ちゅうのは、このさっきご紹介したところではね、どういうところにその支援をするのか該当の項目をね、こういうふうに書いているんですよ。保護者または家族の病気や出産その他送迎が困難である場合。2つ目に保護者の就労により送迎が困難である場合。3つ目にその他特に困難と認められる場合。ここでは、1日通学支援で1時間要するとして1,600円。そのうちの1割の160円を利用者が負担するというような仕組みになってんですね。親の就労により送迎が困難ということもそうですが、その時親が家に居るんじゃないかと言わ

れますけれども、障がい児をもたれた親御さんのね24時間の苦勞っていうのは並な苦勞ではないんですよ。あっちこちの施設に行ったりテストを受けたり、あるいは訓練を受けたり目を離すとね何処に行くかわからないっちゃうんで一生懸命追いかけてたり、日常のね生活におけるね苦勞は大変なものがあります。このことを教育長は認識をされて言っているのかどうなのかね。私はそういう面からみても通学支援をして親の就労支援したり、あるいは子供たちの機会均等をねここできちっと行政がねみるということが大事なんではないかというふうに思います。重ねて言えば、釧路市はですね、特別支援学級に通う児童生徒に対して、登下校のハイヤーこれをね全額負担で支給しています。この制度そのものかどうか分かりませんが、通学支援を釧路市が開始したのが昭和52年ですよ。52年というのは、51年だったと思うんですが、国際障害者年、これに対する準備が各国で始まって、国連でも議論が始まってスタートした年なんですね。なんと昭和52年から釧路市はこの制度を取り入れてね当たり前のようにですよ、当たり前のように障がい児、通学が困難である児童生徒に対してね通学支援をしっかり行っている。これは当たり前のことだと思うんですよ。このことに対してね、これは家庭の環境とかなんとか言う問題じゃなくて、どのようにこのことを考えるのか。先ほど教育長は、通学についてね通学するっていうことは当然のことのように言いましたから、そのことが当然でない困難な児童生徒についてはね当然になるようなね行政的な措置をね是非つくるべきだというふうに私考えるんですよ。理念やそれから施策についてですね再度伺いたいと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

4点についての再質問ということで理解をさせていただきましてお答えをいたします。

まず、消防の広域化についての判断で、市町村の判断が尊重されるということを確認したいというご質問であったかと思いますが、私は現状の広域化というものが本町の現状にとってそれほどメリットがないという認識をしているというお答えをしたつもりでありまして、今般の広域化につきましては、これはもう法改正によってやむを得ない選択であります。そのことご理解を頂きたいと思います。現状において、確かに本町にとってこの広域化というのがどういったプラス・マイナスがあるのかということは、これは消防関係者ともですねお話をさせていた中で本町にとってはかなりのマイナスが懸念をされる。そのマイナス要因をどうやって解決していくのかというのがこれからの課題になろうかとそういうふうに考えております。そしてまた、国が広域化を進めるということは、これは本町だけがですねノーと言って済む問題ではないということもご理解を頂きたいと思ます。広域化によってプラスとなる地域もあるわけですので、本町だけがそれに対してですね現状においてマイナスが多いからという理由だけでですね、その広域化の議論に加わらないということは、私はそうすべきでないという判断しておりますのでご理解を頂きたい。

それから、自立支援法の関係で申しますと、町としての考え方もっていないのかという

ことをございますけれども、これは法律の問題でありまして、法律が示された段階で残り町としてどういった対策が取れるかということを考えるのが私は筋道であろうとそうように考えておりまして、何度も繰り返して申しましたように、現在、国がいろいろな不備について見直しをやっており、その見直しが示された時点で検討して参りたいとそうように考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。そしてまた同じような趣旨でございすけれども、私の立場としては、法律に対して云々かんかん反対であるとか反対でないとかそういうことを申し上げる立場にないということもご理解を頂きたいと思います。私としてはやはり法律を巡視するというのが私の本来の役目という具合に考えておりますので、それを踏まえた上でどういったことが町民にとって足りないのか、それが町としてどういった施策が可能かとそういうことを皆さんのお知恵をお借りしながら検討していくというのが、町村の役割であろうとそうように判断しておりますのでご理解を賜りたいと思います。

それから、障がい者の児童生徒の通学に関する問題につきましては、私は一番大事なのは、この子供たちの自立成長にとって何が重要かということだと思っております。本来であればこの子供たちもいわゆる就学認定委員会の判断としてはこういうことではなかった訳で、それを町内のいろいろな関係者・父兄の皆さん方といろいろ協議したなかで多くの皆さん方の善意によって現在支えられているという状況であります。そのとき私は皆さんに申し上げたのは、子供たちが成長していく過程の中で、現在の形が本当に子供たちの自立にとっていいものかどうかということは、やはりこれは冷静に判断をしていかなきゃいけない。逆に言うと、あまり多くの善意によって支えられているがゆえに本人が本来成長する・自立するということが妨げられていないか、そのこともですね私どもは冷静に判断をしていかなきゃいけない。そういうことを考えております。その上でですね、皆さん方の意見として一般社会通念上ご理解いただける範囲の中で支援というものを考えていくと。そのことが私としてはそのようにして参りたいというように考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えいたします。

先ほどの答弁ですすね誤解を受けているかなというふうに思っておりますけれども、私自身としてはですね現状は認識していないということでのお答えを申し上げたということでございます。それと基本的にはですね先ほども申し上げましたけれども、児童生徒の通学に関しましては、徒歩等ですね自力で居住地から通学できるようなそういった状況を判断しながら就学の学校の指定を定めているということでございまして、また例外的には当然統廃合という関係でスクールバス等の運行で通学の援助をしているところもありますし、また本町の地域特性もございすから、そのくくりではなかなか通学に支障がきたす場合につきましてはですね、距離通学等のそういう支援助成も行っているということでございす。ただ、障がい児等ですね通学に関しましては家庭環境等を含めまして、そういっ

た状況があればですね先ほどの時に申し上げましたように、障害福祉計画の中でですね基本的に支援していくのがベターかなということでご理解を頂けるなというふうに思っておりますし、また今後そういったことをですね、状況が生じた場合については町長部局とのほうとですね協議しながら支援の考え方をまとめていきたいとこんなふうに考えておりますのでご理解いただきたいと思えます。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 議論ですから、町長の答弁お考えには非常に私不満を持っているわけですが、町長は法律の問題だというふうにおっしゃいました。法の不備に対してあれこれ意見を言う、不備って言いませんでしたけどもね、法に対してあれこれ意見を言う立場にはないって言いました。しかし、地方自治体の任務というのはね、例えば法に不備があった場合それを補完してね住民の暮らしと安全を守るのが地方自治体の任務じゃないですか。それ地方自治法に明記されているじゃないですか。だから例えばほっとらいふ制度だってね生活保護のほっとらいふ制度だってねやっぱり自治体がよかれと思ってねその人たちの法で守られていない生活の部分をね補完しているわけですよ。ほかの事だってたくさんあるじゃないですか。標茶町が行っている制度というのは。だからそういう意味では法に対する意見を大いに自治体が持つって言うことはねあたり前の話で、この議場で今度出てきた法律っていうのはいったいどうなんだと、町民の暮らしにとってどうなんだということを議論出来なかったらね何のための議会か分からないじゃないですか。だからそういう意味では、やっぱりそういう町長としての意見を是非聞きたいなあと思えます。それから先ほど私が聞いて、町長がこの部分で答弁していただけなかったのは、働き、就労ですからね、支援であっても就労継続支援ですから、本人たちはねみんなね仕事に行ってる、働きに行っている、そしてお給料をもらっているっていうねそういう考えでいるんですよ。あたり前の話ですよ。働いているんですから。もう何回も行って一緒に仕事をしたこともありますけれども。働きに行っているのにお金を取る自立支援法というのは間違でないかと、お金を取ることというのは。その考えをね町長に伺っているんですよ。そのことは明確に答弁されていないのでそれを伺った上で、更にちょっと試算してみたんですけどね、現状ですよ標茶全体で言えばね、施設に仕事に行ってそのサービス料はね年間でもね全員分合わせたって30万くらいに住むんでないかっていう金額なんですよ。これ詳しく試算してないから間違っているかもしれないけれど、それほど遠くない金額だと思います。一年間にそのぐらゐの金額があれば働きにいつての利用料を払わないで済むと。こういうあたり前のことがね理念として実現するんだということなんですよ。重ねてその考えとそれからそういうその部分で負担をするねそういう考えがないか聞かせていただきたいなというふうに思えます。近くの自治体でもこれは全額町が負担しているところがありますから、それが一点です。

それから、通学支援の問題です。これはね私ちょっとびっくりもしたんですけどね、その先ほどちょっと最後のほうで前向きなようなご答弁をされたかなあというような気はし

ないでもなかったんですが、子供たちはね学校に自分で行けてね初めて学校なんですよ。全国の例みましたらひどい所もあるんですよ。例えばね仕方ないから入学認めるよと。その代わりね親はついてきなさいと。排尿・排便・給食、学校の勉強まであなたが看るんですよと。親が。それをもちろん通学もそうです。登下校もね。それをね親がやってくれるんなら通学を認めますよなんていう自治体もあってね。こんなひどい。標茶はそんなことしてませんね。だけれどね、考え方としてはね、親と一緒にね登下校をね一緒にしてくれなかったら入学させませんよという物の考え方はねここに通じるんですよ。どうして社会がねそれをみてやれないんですか。障がい児の問題について。そこをやって初めてでしょ。なんていうかね本来ならばね、その就学指導委員会で判定がという話をされましたけど、判定は決定ではないんですよ。あくまでも判断基準でしょ。そこの親の方言ってましたけどね、札幌から来てね、小樽ったかな、来てねわざわざかね30分その子を看ただけでね「あ、この子は釧路の施設が妥当ですね」と言って帰っていったというんですよ。私は6年間この子を育てているのにね来た人はたった30分看ただけで釧路のその施設が妥当ですねと言って帰っていったと。これがね日本の現実なんですよ。だからそういう意味では障がい児を受け入れたのであれば、徹底的にねそれを受け入れると。善意でって町長おっしゃいましたけどねそこにも私ね疑義があります。違いますよ。もちろん自然発生的に善意があります。標茶の町民の人みんな優しい人多いですからね。そういうのは当然あります。だけどその善意と行政の責任とをね混同されては困るんですね。行政はね入学を認めたらねその登下校のね責任までやっぱ持つべきですよ。そのことはね全国的にもね全道的にもねそういう実践をしているところある訳ですから。先ほど読み上げたように。もう一度そのことについてのねお考えを伺いたいというふうに思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

どうも趣旨がご理解いただけないようでありますけれども、現行の自立支援法の中で利用者負担というものが認められている訳で、そのことに対して私がこの場で「それはおかしい」「おかしくない」と申し上げるのは適当でないということを私は申し上げた訳で、そのことをどうしても議員の方がお聞きしたいということになったとしてもですね、私としては現行法律で決まっている以上それを遵守するのが私の役目であると、いうそういう認識しか示すこと出来ませんのでご理解いただきたい。そのこととですね先ほどほっとらいふ制度の話がされましたけれども、ほっとらいふ制度に関しましても、例えば生活保護の今年の冬に決定しました生活保護世帯での燃料費にしてもですね国の法律の中ではこれが収入認定されるという時点では私どもはそれは本人たちにとってプラスにならないかなということで、それは収入認定されないという法の解釈の変更があって初めて私どもは町の施策として実施したわけでありまして。そういった意味で法の中ですべて網羅されているとは当然そういうことは言えない訳ですから、その不備な点について私どもが法律に反しない程度で支援をしていく、そのことは当然のことだ、とそのように考えておりますので

業メーカーとの交渉を行い10月からの乳代で1kg10円値上げの確保に懸命に努力しているというふうに聞いております。

農水省もコスト増加分を価格転嫁も必要との見解を示しており、消費者への理解を得る努力をすべきものと私は考えます。

町長は本町のきれいな自然条件と、きれいな水資源によって道内トップクラスの乳質が維持されていると言っております。安心・安全の牛乳・乳製品生産の町としての本町のトップセールスをやることは私は大事であるというふうに思います。マスコミ等にもこのことを取り上げてもらうことによって酪農家の危機に対する雰囲気づくりをつくることもできると思います。酪農危機に直面した本町の酪農経営について町長に伺います。

二点目であります。磯分内地区町営住宅についてということで、磯分内町営住宅に住んでいる方々も、長く住んでいる方では30年を経過して高齢の方が多くなっています。高齢になって足や腰がつかなくなってきて床面に段差があると、つまずいて転びやすくなります。床面の平らなバリアフリーにしてほしいとの要望もあります。さらに、車椅子を使用する人もいて、住宅の改善が求められております。築何年しなければ建て替えないというような事があると思えますけれど、そういうことにとらわれず、町営住宅の建て替えを考えてはどうかと、町長にお伺いいたします。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 2番黒沼議員の2点の質問に対してお答えをいたします。

最初に酪農経営危機に対するご質問に対してましてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、去る8月19日、釧路市において、管内およそ800人の農業者、関係者が参加して釧路農業危機突破総決起大会が開催されました。私も参加させていただきましたが、燃料を始めとする、飼料・肥料等生産資材価格の高騰が生産コストを引き上げ、経営を直撃し、再生産を脅かしている現状については、危機感を強めております。この状況を打開していくためには、何より、適正価格の確保が急務であり、そのためには、消費者の理解が第一に必要と考えております。

議員ご指摘のように、広大な草地と良質で潤沢な水は、将来においても、本町が国内において、食料生産基地として、また酪農地帯としてその任を果たしていくためには、どうしても守っていかなければならない貴重な資源であり、かけがえのない財産であると考えています。

私は、これまでも本町の酪農経営体の大半が選択されています、資源循環型の草地畜産の優位性、重要性について、機会ある毎に訴えてまいりましたし、今後も繰り返し訴えてまいりたいと考えております。

そして、同時に消費者に対する分かり易いイメージの提供、例えば、広大な草地でのんびり草を食み、摩周の伏流水を飲んでいる健康な牛から生産されたおいしい牛乳といったイメージを描いてもらうことが大事なのではありませんかとの問いかけを生産者やJA、関係機関に対し続けてまいりました。

今求められているのは、生産者と消費者との信頼関係の構築であり、そのためにどういった手法が効果的かつ可能かについて、今後とも関係機関との協議、連携を図り、積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと存じます。

2点目の磯分内地区町営住宅についてのお尋ねにお答えを申し上げます。

現在、磯分内地区には磯分内団地と磯分内北団地がございますが、ご質問につきましては現在北団地に入居されている高齢者や車椅子使用者に対するバリアフリー化が必要でないのか、そのためには建て替えを考えてみてはどうかのお尋ねと理解いたしますが、公営住宅のみならず福祉施策上においても重要課題の一つとして位置付けており、議員が懸念されています事に対しましても、同様の思いをいたしているところであります。

しかしながら公営住宅の建設計画につきましては、議員ご案内のとおり、平成16年に議会にご説明申し上げ計画の樹立を致しました「標茶町公営住宅ストック総合活用計画」がございます。その計画内容を大別して申し上げますと、耐火構造・昭和六十年代建設、川上団地・桜団地等がございますけれども、それを中心とした団地につきましては、維持保全及び個別改善すべき建物。昭和40年代から50年代に建設された簡易耐火構造平屋建てにつきましては、改善・保全・建て替え・用途廃止となっております。

なお、昭和50年代に建設された磯分内北団地につきましては用途廃止を行い、磯分内団地への移転建替えを行う計画となっております。

また、計画予定につきましては、ストック計画から申し上げますと、特別な事由がないかぎり、建設年度の古い団地から行うこととなっております事から、その計画に基づき現在、開運団地の整備を行い、次期建て替え団地につきましては昭和40年代に建設された麻生団地となっております。したがって北団地より建築年度が古い団地に先行して着手する事に対しましての入居者への理解を求めなければならないことや、北海道、国へ対するストック計画自体の妥当性、整合性の説明等々多くの課題が山積しているものと考えてるところであります。

一方、新築に伴い、現行家賃と新家賃の差額負担が増大し、新たな負担に対する懸念の声も有り、入居者の意向と理解も重要と考えるところであります。

しかし、議員ご指摘の入居者の方で困難を極めている方につきましては、今後実態を把握しバリアフリーに対する町の助成制度及び営繕で対処出来ないかどうかも含め前向きに検討をしたいと考えておりますので御理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば、許します。

なお、再質問は、自席で願います。

2番・黒沼君。

○2番（黒沼俊幸君） 始めに酪農危機のお答えを頂きましたが、町長と私の意見はコスト増加分は消費者の方に理解を得て、これを訴えてですね、庶幾の酪農家が願っている金額をやはり上げてもらおうと、こういうことにすべきだということでは意見の一致があったというふうに、私はこれで農業団体も行政も一致してですね本町の酪農家はそういう方

向に行ってくればなとふうにここで理解をしていきます。

ちなみに、消費者の方の最近の食品に対する動向というのが非常に変化をしておりますが、やはり若い方とかまたお年寄りの方が健康を維持するには、たくさんのカルシウムを体内に取り入れなければならない訳であります。カルシウムを一番摂取しやすいのが乳製品、牛乳であります。このカルシウムは魚とか何かからも取れますけれども乳製品に関しては、約40%の国内の出回っている食品からとられるカルシウムの中では40%というぐらいが一番乳製品が健康維持にいい訳です。こういうことも消費者の方にいろんな形で著名な方の講演をいただくとか、それから私たち農業団体の方でいろいろ消費者に、高くても乳製品は体にいいんだよというようなことを粘り強く訴えていけばなというふうに考えております。ともあれ、危機という言葉は、ほんとうに戦争に入る直前ぐらいの言葉でありますから、私も酪農の方はこれから年末にかけて大変苦しい状態にあるんだなというふうに理解しておりますので、一生懸命本町を挙げてですね酪農危機にひとつ声を出していただければとお願いをします。

あと、二点目の町営住宅につきましては、大体ご答弁のことは予想はしてた訳ですけども、やはりこれから磯分内地区具体的に申しますと、高齢者の方が敬老会で70歳以上の方がね190名にも達しました。去年よりも11名も増えたということで、どんどん増えて町に居られる方が特に増えております。そういうことで転んでけがをしたら高いものにつきますんで、そこら辺を加味してですね私はなんとかお年寄りが住みやすい快適な公営住宅に改善が必要だと。できれば建て替えてほしいという願いでありますけれども、改修・改善もあるんだというようなお話が出ましたので、その辺取り入れていただければ第一段階了承できるかなと思ってます。ひとつ、いや答弁はよろしいので。

(笑う声あり)

○2番(黒沼俊幸君) 私の意見を申し上げて終わりたいと思います。

(何か言う声あり)

○議長(鈴木裕美君) 以上で、2番・黒沼君の一般質問を終了します。

以上をもって、一般質問を終了いたします。

休憩いたします。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 2時40分

○議長(鈴木裕美君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告第7号

○議長(鈴木裕美君) 日程第9。報告第7号を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

商工観光課長・佐藤君。

○商工観光課長（佐藤啓一君）（登壇） 報告第7号。株式会社標茶町観光開発公社経営状況説明書の提出についてその趣旨ならびに内容についてご説明申し上げます。

この報告書は本町が出資しております第3セクター株式会社標茶町観光開発公社の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであります。

この経営状況の説明書につきましては平成20年6月27日に開催されました第30期定時株主総会において承認され、報告が町にありましたのでその資料に基づき報告するものであります。

概略であります。収入1億1,832万7,955円であり経費並びに法人税などの支払いをした結果、差引いた当期純利益が43万5,773円と6期連続しての黒字決算でありました。今後さらに累積欠損金の解消を重要課題として取り組むこととしております。

次に内容についてご説明いたします。

報告第7号、株式会社標茶町観光開発公社経営状況説明書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により株式会社標茶町観光開発公社の経営状況を説明する書類を別紙のとおり提出する。

次ページであります。

株式会社標茶町観光開発公社経営状況説明書

第30期事業年度営業報告及び決算

留まることを知らない原油価格の高騰が、ガソリンの値上げはもとより冬の寒さの厳しい北海道にとって不可欠な灯油に至っては、この10年間で価格が倍以上上昇する中、第30期はまさに我慢の1年となりました。

釧路湿原国立公園指定20年を経て一時期の湿原ブームもひと段落の様子に加え、これも地球温暖化の影響なのか夏場の気温が本州とほとんど差がなくなり、もはや避暑地としての北海道という位置付けが大きく変化し始め、ここ数年いわゆる繁忙期といわれてきた7月～9月の宿泊利用の減少傾向に歯止めが利かず、宿泊で240人減、日帰り入浴では808人の減となりましたが、その一方で日帰り宴会の売り上げが微増し、弁当・オードブル等の仕出し料理については前年比20%増となり、料理の味・量等について評価をいただいた結果であると判断するところであります。

しかしながら総売上高は前期を下回る結果となりましたが更なる経費削減の徹底を図り、6期連続黒字で決算を終えることができました。

来期は創業30周年の節目となります。引き続き厳しい状況ではありますが、新たな営業推進及びマーケティング調査等わずかな情報にも耳を傾けながら社員一同努力を重ねてまいります。

今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。と、してまいります。

会議・監査・株式・公社役員・従業員の状況は記載の通りでありますので省略させていただきます。

4ページお開きください。

決算状況であります。

貸借対照表、資産の部、流動資産につきましては現金から未収金まで合計で669万4,414円。固定資産につきましては有形固定資産・無形固定資産・その他含めまして719万3,435円となって、資産の部の合計が1,388万7,849円となっております。

負債の部につきましては、流動負債、買掛金から未払法人税等まで含めまして1,036万5,817円となっております、負債の部の合計と同じでございます。

純資産の部につきましては、株主資本・資本金から剰余金、赤字であります2,647万7,968円を3,000万円から引いた残り352万2,032円が株主資本となっております。

繰越の利益の剰余金につきましては2,647万7,968円が累積赤字としての結果となっております。純資産の部の合計でございますが352万2,032円、合計で負債・純資産の部の合計が1,388万7,849円となっております。

損益計算書でございますが、売上原価につきましては3,338万3,631円。販売費及び一般管理費につきましては8,233万151円となっております。営業外費用につきましては165万円、特別損失につきましては法人税と法人事業税合わせまして52万8,400円となっております。

当期純利益につきましては43万5,773円、合計で1億1,832万7,955円となっております。

売上高につきましては1億1,364万7,854円、売上総利益につきましては8,026万4,223円となっております。営業利益でございますがこの分につきましては206万5,928円の赤字というふうな形になっております。

営業外収益につきましては468万101円でございます。

経常利益、96万4,173円となっております。経常利益から費用の部の特別損失・法人税等の充当額52万8,400円を差引いた金額が費用の部の一番下を書いてございます。当期の純利益となっております。

次ページをお開きください。

販売費及び一般管理費でございますが、旅費から雑費まで24項目ございまして、この部分につきましては水道光熱費につきましては、後期の重油等の値上がりによる支出計画を若干上回っている数字となっております。従業員の賞与につきましては年末手当の一部削減など従業員にも一部痛みの分かるということで、ご協力をいただきながら協力と理解を得ながら年末手当の一部カットを実施し、最終的には合計で8,233万151円の販売経費となっております。

利用状況につきましては、7ページ、日帰りが年合計で808人の減、宿泊が240人の減となっております。宿泊の利用の内訳でございますが一番下に記載のとおり標茶町が14.4%、釧路管内からの宿泊客が18.6%、憩の家の性格かと思いますが道内・道外のお客

様が67%を占めている施設であるということでございます。

次に8ページ、第31期事業年度の営業計画でございます。

総括といたしまして、今日、道東の観光地が通過型となっている中で、近隣各施設におきましては全てをライバル視した生き残りを賭けたサバイバル状態であります。

当社といたしましては「平常心による接客」を心がけるサービス業の原点を再確認し社員一人ひとりがプロ意識を持って業務に臨み、創業30周年の今期は「発想の転換」をテーマにいい意味でのがむしゃらさをもって営業の強化を図り役職員一丸となって邁進することを基本方針とします。

2. 重点事項、今期も引き続き、職員全員が「経営者」と同じ認識に立ち「発想の転換」を基本テーマとし、1 利用客との積極的な会話を通し、お客様のニーズを引き出す、2 旬な食材の提供、新メニュー等の積極的なPR、3 徹底したコストダウンを行い利益創出に向けた取り組み、4 社員による館内外の整備及び清掃の強化、この4つの取り組みに社訓であります「熱意、誠意、創意」をもって努力してまいります。

次に、収支計画でございますが、収入の部につきましては、売上高を1億1,700万円、雑収入300万円、収入合計で1億2,000万円を見込んでございます。

支出の部につきましては、材料仕入を3,330万円、そのほか旅費から雑費まで24項目の合計で8,438万3千円、営業外費用が70万円、支出合計が1億1,838万円と想定をし、当期第31期の収益につきましては161万7,000円を見込んで計画としてございます。

以上で、報告第7号についての提案趣旨並びに内容について説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

10番・館田君。

○10番（館田賢治君） 出資上とですねその効果という意味で欠損金も2,600万ほど出ておりますから一応議会で聞くことは聞いておく。ちょっと疑義的なところがあるものからそれはそれとして今お聞きいたしますけれども、流動資産のところの売掛金の137万9,000円というのは全額ではなくていいのですが主なものというのは何なのかということと、買掛金の関係も未払金なんです、これも500万からありますがこれもどんなような内容がそうになっているのかな、それからいわゆる買掛金そのものと商品の棚卸のものなんです、これは特に関係ないって言えないんですが、この83万3,000円というのとですね期末棚卸の時のやつありますよね、期末83万位期末の棚卸があったと思うんですが商品の。これと差がありますね。差が出ているちょっとそれが意味がちょっと分からないのがこれ一点。

それから、昨年の期末が107万7,000円程あった期首の棚卸が106万8,000円なってますよね。ここで、これもその差が意味が分からないのでそれらをひとつ説明をしていただこうと思います。

それからですね、これは平成17年から19年までの3ヶ年計画、中期の計画を立てており

まして、これが最終年次になってると思うんですよ。今年が。たしか3ヶ年計画の最終年次という、170万から利益を出して、いわゆる欠損金はもうないよと。もうなくなってますよと。そして170万ぐらいの利益を出てそのうちに町のほうの施設代金として150万ぐらい払えるよというような、たしかそんなような数字だったのかなと思うんです。それが今回のような実態の中でですね結果がこういうふうになってきたと、これはこれで本当に課長も毎年ですねこれ説明して努力した結果ですから、それを責めるとかという意味ではなくていわゆるその計画のこういうふう達成が出来なかった総括についてですね、やはりどのような考え方をお持ちになっていらっしゃるのかねこれがまず一つお聞きをしたいと思います。それとですね、この欠損金2,600万からある欠損金が今後これどういうふうにしてね考えられておられるのか、これもまた改めて次期の3ヶ年計画をまた立て直してですねやるという計画になるのかその辺もお聞きしておきたいなと思います。

それと、いいですかそこまでね。これ一括だからごめんね。いままでの公社のですね営業面の取り組み方、いわゆる営業的な取り組み方だとか施設の中の取り組みだとかですね費用の面の取り組みだとかありますよね。その辺の努力がですね仮にここ3年間の中でですね、例えばだよ、例えば売り上げ原価はこういうふうにしたいたいと、だけどこんな理由でできなかったとか、それから人件費はこういうふうにして抑えたかったなといろいろこうあるかと思うんです。その辺の努力っていうかその流れはどのように捉えているのかですねできればこの営業のいわゆる営業利益っていうのは10%なり15%で抑えたいんだろけども去年は70万からの赤字が出て今年は200万からの赤字が出たと、こういうことでございますから雑収入の中にですねものすごくウエイトがかかっていると、こういう状態なのかなと、こういうように考えているんですが、その辺がまずお考えを聞かせてください。それと資産と負債の部これ見てですね総会やなんかで議論になったのかなんないかわかりませんが、この流動資産が流動負債のほうが大きくてですね、また固定負債とね資本の部の合計が固定資産の方がこれ大きいわけですよ。こうなってくると、これだけではちょっと私も分からないけども、かなりこの資金繰りというかこの辺の状態も本来は流動資産の方が多くて流動負債が小さいというのは当然なんだけども、ところがこれを見ると逆になっていると。この辺はどう捉えているのかねこの辺も合わせて固定資産の関係と負債の関係とお聞きしておきたいなと。この辺を答えていただければ結構かなと。

○議長（鈴木裕美君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） ご案内のように第3セクターの役員が出席しておりませんから、聞き及んでるなかで説明をさせていただきたいなというふうに思います。

前段の売掛金あるいは買掛金等のものについては課長の方から説明させますけども、それ以降の分について私の方から聞き及んでいる部分について説明をさせていただきたいと思います。

まずいわゆる改善計画の達成できなかった部分については、過去3年間だけじゃなくて毎年ご説明をしておりますけれども、非常に改善計画を立てた時と経済状態、日本全体の

経済状態があまり芳しくない、特に地震等々の災害あるいは一時であれば知床の1人勝ちというような問題を抱えながらの間進んできたということで、この辺の釧路管内の宿泊施設等々についてはいずれも同じような苦戦をしているというのが実態でありまして、改善計画とおりにいくのが一番よろしいんでありますけれども、必ずしもそう行かなかったなというのが実態であります。

それから、累積欠損金の見直しといいますか改善計画の再配置の問題でありますけれどもご案内のように一時期3,600万だったと思いますけれども、一時最高時ではそれだけの実は累積欠損がございました。いわゆる資本金からしますと超過債務ということでありまして、運転資金がなければ倒産になるというそういう状況でありました。その後、ご案内のように改善計画を組んでそれぞれコストダウンを中心と、もう一つは新たな営業戦略の中でこれらの努力をしてきました。ご案内のように一時的には民間のコンサル会社に委託料を払ってやってきましたけれども、これも思うように行かないということであえて契約途中でありましたけれども解約をいたしまして独自で改善計画を組んで実施してきたわけでありまして。今日、今の改善計画平成19年度までで一応累積債務を解消するという見通しで改善計画を立てておりましたけれども、前段申し上げたような経済状況の中でそこまで成しえなかったということでもあります。現状でいいますとコストダウンについてはほぼ限界値にきているかなと、職員の人件費を含めてでありますけれどもかなりきついところまで削減をさせていただいてますし、職員数についても同様に一時から比べると相当職員数も削減をして実施してきております。ただもう一つ改善の余地があるんですが、もう一つは非常に危険な状態が伴うんでありますけれども実は原価率の問題であります。原価率につきましては私どもの何とかしたい部分で言うと27%ぐらいにしたいなというんでありますけれども現状では30%を超える状態にあります。ただ先ほども報告の中にありましたように30%の原価率にしていることが実は各地区の敬老会が今日10数箇所憩の家がご指名をいただいて憩の家で利用していただいている。あるいは仕出し弁当等についてもこれも釧路駐屯地の皆様のご協力もあっての話でありますけれどもそういった面で、あるいはご婦人方の女性の方々の評価も高く、会食等も増えているという事で、こちらの数字が実はかなり改善をしてきております。ここを今度は実は原価率27%ぐらいまでに下げたときにどういったお客さんの動向があるかということはかなり危険な賭けになるわけでありまして、その辺を実は公社としてはドキドキしながら何とか努力しているというのが今日の状況でありまして、この辺を更に見極めつつなおかつ新たなお客さん等々を含めて営業戦略をしなければならぬのかなあというふうにも今考えているところでありまして、改善計画の再配置の問題につきましては、今この一、二年の特にこの20年の部分を様子を見ながらですね再配置を考えなければならぬかなとひとつございますし、それから一番お客さんからご意見の多く賜っているのは施設の老朽化による改築のご提案を多くのお客さんから頂いております。この改築の時期30周年を迎えますけれども、改築の時期といわゆる改善計画の再配置というのが今後の中で検討すべき状況かなと、とりあえずはこれまでの3次に渡る改善計画では

一定の成果が出たかなと、累積債務を解消できなかったことは残念でありますけども、町内の利用者が多くなったということも含めて考えますと一定の前進があったかなというふうに考えてます。それから雑収入のウエイトで儲かっているという考えですけど、実はこれ、町の方から公社が受けている仕事が営業外に計上されてます。これに掛かる経費も営業外で入れてます。実は会計事務所のほうに私どもで言っているんですが、実は営業外で受けている委託の業務を実は営業の経費を掛けて人件費を掛けてやっているわけですから、本来は売上げの中に入れて経費で落としていくというのが本来でありまして決算処理上営業外に入れることのほうが不自然だなと理解をしております、特に20年度でそういうような議員からご指摘のようにいわゆる営業外でなんとか命をつないでいるというような評価をされがちでありますので、その辺については会計事務所と打合せをしながらこの辺は整理をしていきたいなと思います。

それから、資金繰りの問題は決算の状況と非常に絡みますので私の方から説明いたしますけども、ご案内のように現金預金で438万4,000円、それから純資産で350万円あります。売掛金で524万9,000円実はあります。正直言うとこれも是非過去の状況を思い浮かべていただくとお分かりかと思えますけども、一時1億を超える運転資金を町が観光開発公社にいわゆる一年間の短期で貸付を行ってまいりました。実は今、今日的には予算上でもご案内のように1,000万にかなり大幅な減額で現在やっております。この1,000万も実は1,000万ほどはほとんど使わなくてもなんとかできるかなという状況で、買ったものをその月に毎月毎月きちんと払うというのはちょっと今の経営状況からするとできませんけども、一ヶ月だいたい仕入れの分一ヶ月を翌月に決済させてもらえれば運転出来ると今の資産の状況からするとだいたいそういう状況になっていまして、ここところが累積債務をどれだけ解消できるかが山場で論点でありますので、累積債務の解消と合わせてこの辺については努力していきたいと思えますし、出来れば町からの1,000万の貸付についてもさらに削減をして独自でやっていきたいとするのが公社の側の考え方でありましてご理解を賜りたいと思えます。

○議長（鈴木裕美君） 商工観光課長・佐藤君。

○商工観光課長（佐藤啓一君） 私の方から説明をさせていただきます。

まず売掛金の137万程の内容でございますが、これにつきましては、公立学校共済組合であるとか市町村共済組合、3月に利用された利用、それとカード会社でフロントでカードで支払いというふうな形で料金をそこで精算をした部分が一月二月遅れで入ってくるというふうな形となっておりますこの売掛金という形になってきております。一番大きいのが市町村共済組合の71万2,000円、教職員互助会が7万3,000円、日専連カードが30万程度になっております。

次に2点目の買掛金の関係でございますが、この部分につきましては社会保険料、職員の社会保険料これの4月分に支払われる部分の3月分の支払いが4月に一月ずれ込むということで68万2,000円、それから給与、3月分の給与が4月の5日に支払われるというこ

とで245万8,000円、それからカラオケの関係が利用料につきましては年払いとなっておりましてこれも4月に支払うということで75万6,000円、それから自家発電その他経営センターに払う経費その他を含めまして合計金額という形になってございます。

次に仕入れ等棚の関係でございますが、今ちょっと手元にその昨年の部分との資料の部分がございませんのでこの部分については後ほど説明させていただくということでご理解いただきたいと思っております。

以上かと思っております。

(何か言い合う声あり)

○議長（鈴木裕美君） 10番・館田君。

○10番（館田賢治君） 今ですね副町長から説明をいただいたのでよくわかりました。本当によくそういう形ですね今後考え方でやっていく以外ないのかなとこう思います。一つだけですねやはり営業の段階で収支をまず合わせるということがまずこれ前提にないとね再投資というのはなかなか難しいのかなという面がひとつありますのでこの辺もひとつ頭においてですね今後のこの公社の運営にあたっていただきたいなど、それと今、担当者出たからなんですけどね、あそこの自販機あるんですよ。あそこで物の売れたやつはあれはこの雑収入の中で処理してるのかどうなのか。支払いは仕入れの方で起こして払って、受けるの雑収入で受けているわけじゃないんでしょうね。その辺ちょっとなんか去年の説明だとね、なんか三本さんの牛乳屋さんやなんかの関係の話もあそこで出ましたから雑収入の話で。その辺どうなっているのかなというふうに。もしそうであれば先ほど副町長言ったような仕入れがね、こっちに回る分のがだいぶあるのかなと、こういうふうに思っていたんですけど。

○議長（鈴木裕美君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） 大半の自販機については一応機械はいわゆる飲料会社の機械ですけども、中の品物の出し入れ等については公社でやっております、その売り上げについては売り上げで計上してます。ただ、先ほど議員から指摘のありましたほんの一部でありますけども、いわゆる設置を委託といいますか設置することについてお願いをされて設置させてやっていると。それで手数料を貰っているという部分もありますけど、おおかたは、いわゆる自動販売機としての売り上げとして計上させていただいている。先ほどのちょっと説明での営業外に載っている分で委託料としていろんなところから受けている部分がありますけども、例えばトイレの掃除とかですねあるいは釧路湿原に係わる美化運動とかのいろんな委託料がございまして、これ実は営業外で収益で上がってます。ところが実際には経費の中ですね費用を使って人件費もそうですけども、実際にはそうやっていると。ですからここでは非常に決算書の中では営業外費用が少なく収入がばっかり多いというそういう構図となっておりますけども、実際はこれは大半のものがいわゆる経常経費の中に入れていわゆる整理をするべきだなど。そうすると議員からご指摘のようにいわゆる営業での収支について言えば黒になると。若干ですけども黒になるという構図になる

のかなということでもありますので、先ほど言いましたように経理事務所の方ともよくその辺については打合せをして整理したなと思います。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

（何か言う声あり）

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

以上で、報告第7号は終了いたしました。

◎議案第42号

○議長（鈴木裕美君） 日程第10。議案第42号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君）（登壇） 議案第42号の提案趣旨ならびに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成20年度過疎債要望事業申請に係る、標茶町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてであります。同計画につきましては、平成17年度から21年度までの想定事業が記載されており、本年度新たに町道虹別ふ化場線改良舗装事業を実施することから、計画事業に追加をするものであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第42号、標茶町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第6項の規定に基づき、標茶町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更する。

別紙であります、

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(3) 計画（平成17年度～平成21年度）の表中、町道標茶中茶安別線改良事業・町を、町道標茶中茶安別線改良事業・町、町道虹別ふ化場線改良舗装事業・町に変更する。というものであります。

以上で、議案第42号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第42号は原案可決されました。

◎議案第43号

○議長(鈴木裕美君) 日程第11。議案第43号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・玉手君。

○総務課長(玉手美男君)(登壇) 議案第43号の提案の趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について、平成20年度の被表彰者を別紙のとおり決定したいので、議会の同意を求めるというものでございます。

本年の被表彰者は、自治功労1名、教育文化功労1名、在住功労78名、善行表彰1団体と個人1名、勤続表彰4名の方々を11月3日の文化の日に表彰しようとするものであります。

なお、8月25日開催の標茶町表彰審査会において審査をいただいておりますことをご報告申し上げます。

以下、内容についてご説明をいたします。

議案第43号、標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について

平成20年度被表彰者を別紙のとおり決定したいので議会の同意を求める

次ページに参ります。

標茶町表彰条例に基づく被表彰者。

1 功労表彰

(ア) 自治功労、地区名・氏名・年令・事績、旭、竹嶋和人さん、62歳、固定資産評価審査委員として、多年にわたり地方自治発展に寄与された。

(イ) 教育文化功労、地区名・氏名・年令・事績、阿歴内、山口常夫さん、80歳、阿歴内園芸同好会を設立し、菊まつりの出展及び指導に尽力されるなど、芸術文化の振興発展に寄与された。

(ウ) 在住功労、地区名・氏名・年令・事績、常盤、小松良子さん、70歳、50年以

上本町に在住し、郷土を愛し勤労に励み町の発展に寄与された。

以下、事績については同一につき省略させていただきます。

同じく高橋光雄さん70歳、同じく平野清江さん、76歳、同じく星好平さん、73歳、川上、今井健さん、71歳、同じく尾崎与一さん、86歳。

次ページをご覧ください。

地区名・氏名・年令・事績、川上、尾崎幸子さん、83歳、50年以上本町に在住し、郷土を愛し勤労に励み町の発展に寄与された。

以下、事績については同じですので省略をさせていただきます。

同じく齊藤智子さん、76歳、同じく館田昇さん、70歳、同じく元氏俊夫さん、78歳、開運、相原莞さん、76歳、同じく打矢一子さん、70歳、同じく鈴木利男さん、70歳、同じく元氏勝治さん、70歳、旭、牛崎カツエさん、71歳、同じく奥山圭子さん、72歳、同じく小林サダ子さん、76歳、同じく高野圭秀さん、70歳、桜、蛭名公司さん、70歳。

次ページです。

地区名・氏名・年令・事績、桜、押野見義男さん、70歳、50年以上本町に在住し、郷土を愛し勤労に励み町の発展に寄与された。

以下、事績について同一につき省略をさせていただきます。

同じく小野寺サチ子さん、70歳、同じく白石利信さん、70歳、同じく白石陽子さん、70歳、同じく多田博さん、70歳、同じく野原百代さん、70歳、同じく宮島照明さん、70歳、同じく渡邊義太郎さん、73歳、平和、小林朝雄さん、70歳、麻生、氏家輝夫さん、71歳、同じく遠藤喜一さん、70歳、同じく小野糸江さん、71歳、同じく下鳥昇さん、75歳。

次ページをご覧ください。

地区名・氏名・年令・事績、麻生、東海林利道さん、70歳、50年以上本町に在住し、郷土を愛し勤労に励み町の発展に寄与された。

以下、事績について同一につき省略をさせていただきます。

同じく東海林幸子さん、70歳、同じく住友時子さん、70歳、同じく須崎藤春さん、71歳、同じく高野圭逸さん、72歳、同じく田崎章さん、72歳、同じく中嶋勝年さん、70歳、同じく廣川愛子さん、75歳、沼幌、佐藤カツ子さん、73歳、オソベツ、小崎義博さん、70歳、同じく小西トシ子さん、84歳、磯分内、伊藤新太郎さん、77歳、同じく伊藤智千枝さん、74歳。

次ページでございます。

地区名・氏名・年令・事績、磯分内、五島敏夫さん、70歳、50年以上本町に在住し、郷土を愛し勤労に励み町の発展に寄与された。

以下、事績について省略をさせていただきます。

同じく高橋・夫さん、80歳、同じく多田右さん、70歳、同じく寺島八枝子さん、75歳、同じく廣岡義男さん、70歳、同じく藤原正行さん、74歳、同じく藤原トシ子さん、74歳、同じく堀井利さん、70歳、同じく松田良子さん、73歳、同じく三浦竹五郎さん、70歳、同

じく森田弘子さん、74歳、塘路、田口アエさん、75歳、久著呂、佐々木ハツエさん、70歳。

次ページをご覧ください。

地区名・氏名・年令・事績、久著呂、佐々木良夫さん、70歳、50年以上本町に在住し、郷土を愛し勤労に励み町の発展に寄与された。

以下、事績は省略をさせていただきます。

同じく堀キミコさん、70歳、同じく渡・千枝子さん、70歳、虹別、茅井美千代さん、75歳、同じく菊地竹男さん、70歳、同じく、高原伸子さん、70歳、同じく高原みな子さん、70歳、同じく千葉七郎さん、76歳、同じく常田久清さん、70歳、同じく手塚義明さん、70歳、同じく根岸寅夫さん、70歳、同じく本庄きぬ子さん、70歳、同じく山口正男さん、84歳。

次ページです。

地区名・氏名・年令・事績、虹別、藁谷ますみさん、70歳、50年以上本町に在住し、郷土を愛し勤労に励み町の発展に寄与された。

以下、事績について省略をさせていただきます。

茶安別、加藤登さん、70歳、同じく小林力さん、75歳、同じく類・トミ子さん、70歳、阿歴内、飯塚勝さん、70歳、同じく飯塚貞子さん、70歳、同じく近藤とめさん、70歳。続きまして、2番、善行表彰でございます。

団体名、代表者、事績、標茶町商工会女性部部長三本智恵子さん、多年にわたり、交通安全を祈願した手作りの「愛の鈴」を新入学児童に寄贈し、交通安全運動に貢献された。

地区名、氏名、年令、事績、茶安別、加茂スミ子さん、74歳、多年にわたり、交通安全を祈願した手作りの「豆草履」を新入学児童に寄贈し、交通安全運動に貢献された。

次ページをお開きください。

続きまして、3、勤続表彰。

地区名、氏名、年令、事績、磯分内、堀井利さん、70歳、磯分内町内会役員として20年以上在職された。塘路、林好策さん、73歳、交通指導員として20年以上在職された。虹別、澁谷弘一郎さん、55歳、消防団員として20年以上在職された。常盤、遠藤昭さん、45歳、消防団員として20年以上在職された。

以上、1団体と85名の方々を表彰しようとするものであります。

以上で、議案第43号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わらせていただきます。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第43号は原案可決されました。

◎議案第44号

○議長(鈴木裕美君) 日程第12。議案第44号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・森山君。

○企画財政課長(森山 豊君)(登壇) 議案第44号の提案趣旨ならびに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、北海道市町村備荒資金組規約の変更についてであります。近年、市町村財政が急激に悪化する中、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が公布され、健全化判断比率に基づき、財政の早期健全化や財政の再生が求められるなど、財政の健全化が急務となっておりますことはご案内のとおりであります。

このような中、赤平市から組合に対し、新法に基づく財政再建団体になることを回避し自主健全化を図るため、普通納付金の支消について要請があったところでありますが、普通納付金については災害に備えて蓄積している資金であり、現行規約ではそれ以外に支消できないこととなっております。

しかしながら、道内においては財政基盤が脆弱で厳しい財政運営を余儀なくされている市町村も多く、今後の景気動向等によっては道内市町村全体に関する問題であると考えられること、また、組合の設立目的である隣保相扶すなわち近隣のものが互いに助け合う精神や財政運営の健全化の観点から、財政再建団体となることを回避するための緊急避難的な措置として、普通納付金の返還の特例制度を創設しようとするものであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第44号、北海道市町村備荒資金組合の変更について

北海道市町村備荒資金組規約を変更することに関し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求める。というものであります。

次ページであります。北海道市町村備荒資金組規約の一部を改正する規約

北海道市町村備荒資金組規約(昭和31年規約第1号)の一部を次のように改正する。

第16条に見出しとして「(返還等)」を付する。

第16条の次に次の1条を加える。

第16条の2 当該年度の地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第8条第1項の再生判断比率（次項において「再生判断比率」という。）のいずれかが同法第2条第6号の財政再生基準（次項において「財政再生基準」という。）以上となるおそれがある組合市町村は、当該組合市町村が納付した納付額及びこれに対する第18条の規定による配分金の全部又は一部の返還を求めることができる。

2 組合は、組合市町村から前項の規定による返還の求めがあった場合は、条例で定めるところにより、次に掲げる要件のすべてを満たすと組合長が認めたときに限り、当該組合市町村が納付した納付額及びこれに対する第18条の規定による配分金の全部又は一部を返還するものとする。

(1) 当該返還を求める組合市町村の当該年度の再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上となる見込みであること。

(2) 当該組合市町村が、自主的に財政の健全化を図るための取組を行っていること。

(3) 当該返還に応じることにより、当該返還を求める組合市町村の当該年度の再生判断比率が財政再生基準を下回ることとなる見込みであること。

3 前項の規定により納付額及びこれに対する第18条の規定による配分金の返還を受けた組合市町村で第15条第2項の規定により納付を停止しているものは、条例で定めるところにより、当該返還を受けた日の属する年度の翌年度から、同条第1項の規定による納付を行うものとする。

附則といたしまして、この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

以上で、議案第44号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第44号は原案可決されました。

◎議案第45号

○議長（鈴木裕美君） 日程第13。議案第45号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・玉手君。

○総務課長（玉手美男君）（登壇） 議案第45号の提案の趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、地方自治法の改正によりまして、本文中の報酬の名称を特別職の他の行政委員会等の委員報酬との呼称の違いを明確にするため、「議員報酬」とされたことによる改正と、併せまして第1条に根拠法令を明示すること、また、法制執務上の文言の整理等含めて併せて改正をするというものでございます。

なお、施行日につきましては、改正令9月1日から施行となっておりますことから、遡及適用するものでございますので条例提案をいたすものでございます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第45号、標茶町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページでございます。

標茶町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

標茶町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年標茶町条例第3号）の一部を次のように改正する。

題名中「報酬」を「議員報酬」に改める。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第3項及び第4項の規定に基づき、議会の議員に対して支給する議員報酬、費用弁償及び期末手当額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条（見出しを含む。）及び第3条（見出しを含む。）中「報酬」を「議員報酬」に改める。

第4条（見出しを含む。）中「報酬」を「議員報酬」に改め、同条第2項中「あつたとき」を「あつたとき」に、「よつて」を「よって」に改める。

第6条第2項中「報酬」を「議員報酬」に改める。

附則第3項を削る。

附則、この条例は、公布の日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

以上で、議案第45号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（鈴木裕美君） これより本案審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第45号は原案可決されました。

◎議案第46号

○議長(鈴木裕美君) 日程第14。議案第46号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・玉手君。

○総務課長(玉手美男君)(登壇) 議案第46号の趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、町の実施機関が保有する個人の権利や利益を守るため個人情報保護条例が制定されておりますが、今般、議会改革の一環として、個人情報保護の観点から見直しが行われ、条例中の実施機関の一つに「議会」を追加したいという旨、申し出がありましたので条例提案するものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第46号、標茶町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページでございます。

標茶町個人情報保護条例の一部を改正する条例

標茶町個人情報保護条例(平成17年標茶町条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「及び公営企業の管理者」を「、公営企業の管理者及び議会」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、提案の趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長(鈴木裕美君) 本案審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第46号は原案可決されました。

◎議案第47号

○議長(鈴木裕美君) 日程第15。議案第47号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・森山君。

○企画財政課長(森山 豊君)(登壇) 議案第47号の提案趣旨ならびに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、標茶町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。平成20年12月1日から、公益法人制度改革三法律の施行により地方自治法第260条の2が改正され、認可地縁団体について準用する民法の法人に関する規定が除外されることとなり、本条例内にいて民法を準用先規定として引用している場合にあっては地方自治法における相当規定を引用する必要がある、改正するものであります。

なお、合わせ、法制執務上、整理が必要な部分につきましても改正をするものであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第47号、標茶町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

標茶町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

標茶町認可地縁団体印鑑条例(平成8年標茶町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号を次のように改める。

- (1) 裁判所の仮処分命令により選任された代表者の職務を代行する者
- (2) 法第260条の9に規定する仮代表者
- (3) 法第260条の10に規定する特別代理人

(4) 法第260条の24に規定する清算人
いずれも法の改正によるものであります。

第4条 第4号中「mm」を「ミリメートル」に改める。法制執務上の整理であります。

第8条 第3号を次のように改める。

(3) 法第260条の20の規定に基づき認可地縁団体が解散したとき。
法の改正によるものであります。

第13条中「民法第55条」を「法第260条の8」に改める。法の改正によるものであります。

第14条第1項中「第1項若しくは第2項」を削り、「若しくは認可地縁団体印鑑登録者又は」を「又は認可地縁団体印鑑登録者若しくは」に改める。法制執務上の整理であります。

第18条中「、町長が別に」を「、規則で」に改める。これも法制執務上の整理であります。
附則といたしまして、この条例は、平成20年12月1日から施行するというものであります。

以上で、議案第47号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第47号は原案可決されました。

◎議案第48号

○議長（鈴木裕美君） 日程第16。議案第48号を議題といたします

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君）（登壇） 議案第48号の提案趣旨ならびに内容についてご説明

いたします。

本案は、本年6月17日第2回定例会で議決をいただいた「町の区域及び名称の設定及び変更」が7月26日に実施されたことに伴い、新栄児童館の位置表示も変更されたことから、変更後の表示に変更するものであります。

なお、併せて条文中の文言の整理をしたく提案するものであります
以下、内容について説明いたします。

議案第48号、標茶町児童館条例の一部を改正する条例の制定について
標茶町児童館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。
次ページにまいります。

標茶町児童館条例の一部を改正する条例

標茶町児童館条例（昭和43年標茶町条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条の表位置の欄中「字ルラン6番地の1」を「麻生3丁目24番地」に改める。

第6条中「よつて」を「よって」に改める。

第7条第1項中「よつて」を「よって」に改め、同項第1号中「または」を「又は」に改め、同項第2号中「終つた」を「終った」に、「、または」を「又は」に改め、同項第3号中「または」を「又は」に改める。

附則、この条例は、平成20年4月1日から施行する。

以上で、議案第48号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第48号は原案可決されました。

◎議案第49号

○議長（鈴木裕美君） 日程第17。議案第49号を議題といたします

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君）（登壇） 議案第49号の提案の趣旨ならびに内容についてご説明いたします。

本案は字名の変更に伴い給水区域の表示の変更を要することから必要な条例の改正を行うものでございます。

以下、内容について説明いたします。

議案第49号、標茶町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する

標茶町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

標茶町水道事業の設置等に関する条例（昭和46年標茶町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

(1) 給水区域、旭1丁目から6丁目、開運1丁目から10丁目、川上1丁目から10丁目、常盤1丁目から10丁目、富士1丁目から5丁目、桜1丁目から14丁目、平和1丁目から9丁目、麻生1丁目から10丁目の全部及び字標茶、字ルルラン、字多和の各一部

(2) 給水人口、5,020人

(3) 給水量、1日最大給水量1,920立方メートル

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第49号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第49号は原案可決されました。

◎議案第50号

○議長（鈴木裕美君） 日程第18。議案第50号を議題といたします

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君）（登壇） 議案第50号の提案の趣旨ならびに内容について説明いたします。

本案は字名の変更に伴い排水区域の名称変更を要することから必要な条例の改正を行うものでございます。

以下、内容について説明いたします。

議案第50号、標茶町公共下水道設置条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町公共下水道設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

標茶町公共下水道設置条例の一部を改正する条例

標茶町公共下水道設置条例（平成18年標茶町条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中

「旭1丁目から6丁目、開運1丁目から開運10丁目、川上1丁目から10丁目、常盤1丁目から10丁目、富士1丁目から5丁目、桜1丁目から7丁目、桜9丁目から14丁目、平和3丁目から8丁目、麻生6丁目から10丁目、字ルランの各一部」を

「旭1丁目から6丁目、開運1丁目から10丁目、川上1丁目から10丁目、常盤1丁目から10丁目、富士1丁目から5丁目、桜1丁目から14丁目、平和1丁目から9丁目、麻生1丁目から10丁目」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第50号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第50号は原案可決されました。

◎議案第51号

○議長(鈴木裕美君) 日程第19。議案第51号を議題といたします

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

商工観光課長・佐藤君。

○商工観光課長(佐藤啓一君)(登壇) 議案第51号、標茶町さけますふ化場設置条例を廃止する条例の制定について提案の趣旨ならびに内容について説明いたします。

本案は民間におけるさけます増殖事業の質的充実を図るべく、国の施設を移管するに当たり地方自治体の管理のもとでの取り扱いから本町がこの施設を国から購入し、社団法人十勝釧路管内さけます増殖事業協会へ無償での貸与をしておりましたが、同協会により平成15年に上オソベツ地区に新たな施設を整備し機能を充実したことから、本施設でのふ化事業は計画されておらず、今後もすべて上オソベツの施設で進められることから、本施設については目的を果たした施設と判断し、設置条例の廃止を提案するものであります。

以下、内容について説明いたします。

議案第51号、標茶町さけますふ化場設置条例を廃止する条例の制定について

標茶町さけますふ化場設置条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

標茶町さけますふ化場設置条例を廃止する条例

標茶町さけますふ化場設置条例(平成4年標茶町条例第12号)は、廃止する。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長(鈴木裕美君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第51号は原案可決されました。

商工観光課長・佐藤君。

○商工観光課長（佐藤啓一君） 先ほどの報告第7号で説明漏れをしておりましたものを説明させていただきます。

損益計算書、貸借対照表の差額の2,923円でございますが、この分につきましては本来商品とはならない包装紙等が2,923円加算されておりましたので、これを減額したということでございます。それと期首棚卸高の8,770円の差額につきましては、本来期首棚卸高につきましては8,770円をプラスしておくべきところでございますが、食品に腐りの部分があったということで、本来は特別損失として計上して相殺しなければならない部分を経理上、帳簿の中で相殺をしてしまってこの差額が出たということでございますのでご理解を頂きたいと思っております。

◎延会の宣告

○議長（鈴木裕美君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議はこれにて延会いたします。

（午後 3時55分延会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴木 裕 美

署名議員 1 2 番 田 中 敏 文

署名議員 1 3 番 川 村 多美男

署名議員 1 4 番 小 林 浩

平成20年標茶町議会第3回定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成20年9月18日（木曜日） 午前10時08分開会

- 第 1 議案第52号 平成20年度標茶町一般会計補正予算
議案第53号 平成20年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
議案第54号 平成20年度標茶町下水道事業特別会計補正予算
議案第55号 平成20年度標茶町老人保健特別会計補正予算
議案第56号 平成20年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
議案第57号 平成20年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第 2 議案第58号 普通財産の無償譲渡について
- 第 3 議案第59号 教育委員会委員の任命について
- 第 4 議案第60号 教育委員会委員の任命について
- 第 5 認定第 1号 平成19年度標茶町一般会計決算認定について
認定第 2号 平成19年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について
認定第 3号 平成19年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について
認定第 4号 平成19年度標茶町老人保健特別会計決算認定について
認定第 5号 平成19年度標茶町土地区画整理事業特別会計決算認定について
認定第 6号 平成19年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について
認定第 7号 平成19年度標茶町病院事業会計決算認定について
認定第 8号 平成19年度標茶町上水道事業会計決算認定について
- 第 6 意見書案第 9号 道路整備に必要な財源の確保に関する意見書
意見書案第10号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書
意見書案第11号 原油・食料など生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書
意見書案第12号 「特例一時金」を50日分に戻し、季節労働者対策の強化を求める意見書
意見書案第13号 社会保障関係費の2200億円削減方針の撤回を求める意見書
意見書案第14号 太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書
意見書案第15号 学校耐震化に関する意見書
- 第 7 閉会中継続審査の申出について（産業建設委員会）
- 第 8 閉会中継続調査の申出について（総務委員会）
閉会中継続調査の申出について（厚生文教委員会）
閉会中継続調査の申出について（産業建設委員会）

閉会中継続調査の申出について（議会運営委員会）

第 9 議員派遣について

追 加 議案第52号 平成20年度標茶町一般会計補正予算

議案第53号 平成20年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算

議案第54号 平成20年度標茶町下水道事業特別会計補正予算

議案第55号 平成20年度標茶町老人保健特別会計補正予算

議案第56号 平成20年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算

議案第57号 平成20年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算

閉議の宣告

閉会の宣告

○出席議員（16名）

1番 田 中 進 君	2番 黒 沼 俊 幸 君
3番 越 善 徹 君	4番 伊 藤 淳 一 君
5番 菊 地 誠 道 君	6番 後 藤 勲 君
7番 林 博 君	8番 小野寺 典 男 君 (午前10時45分早退)
9番 末 柄 薫 君	10番 舘 田 賢 治 君
11番 深 見 迪 君	12番 田 中 敏 文 君
13番 川 村 多美男 君	14番 小 林 浩 君
15番 平 川 昌 昭 君	16番 鈴 木 裕 美 君

○欠席議員（0名）

な し

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	池 田 裕 二 君
副 町 長	及 川 直 彦 君
総 務 課 長	玉 手 美 男 君
企画財政課長	森 山 豊 君
税 務 課 長	高 橋 則 義 君
管 理 課 長	今 敏 明 君
住 民 課 長	妹 尾 昌 之 君
農 林 課 長	牛 崎 康 人 君
商工観光課長	佐 藤 啓 一 君
建 設 課 長	井 上 栄 君
水 道 課 長	妹 尾 茂 樹 君

平成20年標茶町議会第3回定例会会議録

育成牧場長	表	武之君
病院事務長	蛭田	和雄君
やすらぎ園長	山澤	正宏君
教育長	吉原	平君
教育管理課長	島田	哲男君
社会教育課長	中居	茂君
農委事務局長	牛崎	康人君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤	吉彦君
議事係長	中島	吾朗君

(議長 鈴木裕美君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長(鈴木裕美君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員16名、欠席なしであります。

(午前10時08分開会)

◎議案第52号ないし議案第57号

○議長(鈴木裕美君) 日程第1。議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号を一括議題といたします。

議題6案の提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・森山君。

○企画財政課長(森山 豊君)(登壇) 議案第52号の提案趣旨ならびに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成20年度標茶町一般会計補正予算第2号であります。長引く景気低迷に対する緊急経済対策、原油等価格高騰による町内住民、企業への影響に対する緊急対策を柱に、歳入歳出それぞれ2億2,228万5,000円を追加し、総額を94億9,463万4,000円にしたいというものであります。

歳出の主なものといたしましては、緊急経済対策として道路維持補修、防塵処理等で7,750万円、教員住宅新築で1,700万円、緊急雇用対策造林事業で1,184万2,000円などを計上し、原油等価格高騰に関する緊急対策としましては、冬季雇用対策として150万円を追加、中小企業特別融資貸付利子補給補助金、経営環境再生資金で2,094万1,000円、農業生産費高騰緊急経済対策事業で491万1,000円、ほっとらいふ助成制度については燃料単価上昇分に加え、生活保護世帯への支給分を合わせまして186万6,000円を計上いたしました。

減額するものにつきましては、農業委員会選挙未実施による377万9,000円の減額であります。

一方、歳入につきましては、それぞれの特定財源を見込み、さらに備考資金組合支消金1億2,835万7,000円、普通地方交付税777万4,000円を充当し、収支のバランスを図ったところであります。

以下、内容についてご説明を申し上げます。

平成20年度標茶町一般会計補正予算(第2号)

平成20年度標茶町の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,228万5,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億9,463万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明申し上げます。

13ページをお開きください。

(以下、予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページからの歳入歳出予算補正はただいまの説明と重複いたしますので省略をさせていただきます。

次に5ページをお開きください。

第2表 債務負担行為補正であります。新たに1件を追加するものであります。事項につきましては経営環境再生資金、期間につきましては平成21年度から平成25年度、限度額につきましては融資額8,000万円に対する利子補給(年2.5%)402万3,000円であります。

22ページをお開きください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書であります。合計で申し上げますが、債務負担行為の限度額につきましては62億4,252万5,000円、当該年度以降の支出予定額につきましては22億5,888万4,000円、うち平成20年度の支出額が2億3,457万4,000円、左の財源内訳ですが、特定財源で国道支出金で2億2,614万5,000円、その他で18億5,529万9,000円、一般財源で1億7,472万5,000円であります。

6ページにお戻りください。

第3表 地方債補正であります。新たに1件を追加するものであります。

起債の目的につきましては、8 公営住宅建設事業、補正後の限度額は380万円、起債の方法といたしましては証書借入、利率につきましては7%以内、償還方法については政府資金については融資条件により銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができるというもので、合計で補正前の額4億6,438万円に380万円を追加し、4億6,818万円となります。

23ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書であります。合計で申し上げます。

当該年度中増減見込みにつきましては、当該年度中起債見込額380万円を追加し、補正の額を4億6,818万円とするもので、当該年度末現在高見込額につきましては380万円追加し、94億3,328万6,000円となります。

以上で、議案第52号の内容説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君）（登壇） 議案第53号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、平成20年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第2号）で、歳出では、平成19年度の医療給付費の確定に伴う療養給付費交付金の償還及び特定健診費用の組替え、歳入では、償還金の財源としての繰越金の計上であります。

なお、本案は9月3日開催の標茶町国民健康保険運営協議会に諮問し、答申を受けておりますことを、ご報告申し上げます。

それでは補正予算書に基づきご説明いたします。

平成20年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第2号）

平成20年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,209万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3,471万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは事項別明細書にしたがい説明をさせていただきます。

8ページをお開き下さい。

（以下、補正予算書に基づき説明のため、記載省略）

「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいままでの説明と重複をいたしませんので、説明省略させていただきます。

以上で、議案第53号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

続きまして、議案第55号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、平成20年度標茶町老人保健特別会計補正予算（第1号）で、歳入では、平成19年度の医療給付費の確定に伴う支払基金交付金、国庫負担金、道負担金の清算、歳出では、審査支払手数料の償還、一般会計への繰出が内容でございます。

それでは補正予算書に基づき、ご説明いたします。

平成20年度標茶町老人保健特別会計補正予算（第1号）。

平成20年度標茶町の老人保健特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,458万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,129万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。というものでございます。

以下、事項別明細書に従って説明させていただきます。

8ページをお開き下さい。

(以下、補正予算書に基づき説明のため、記載省略)

2ページをお開き願います。

2ページ・3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

次に議案第56号の提案趣旨並びに内容について、ご説明申し上げます。

本案は、平成20年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）で、保険事業勘定では平成19年度の地域支援事業交付金の清算、介護サービス事業勘定では、やすらぎ園の特殊入浴装置購入、玄関前アプローチの補修が主なものであります。

それでは補正予算書に基づき、ご説明いたします。

平成20年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）。

平成20年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ143万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,362万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

第2条 介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,041万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,359万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」による。というものでございます。

以下、事項別明細書に従いまして説明をさせていただきます。

10ページをお開き願います。

(以下、補正予算書に基づき説明のため、記載省略)

2ページをお開き願います。

2ページからの保険事業勘定とサービス事業勘定の第1表・第2表につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第56号の提案趣旨及び内容についての説明を終わります。

続きまして、議案第57号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、平成20年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）で、歳出では、保険料の特例措置に係る印刷費の追加、後期高齢者広域連合納付金の財源科目の更正、歳入では広域連合交付金及び一般会計繰入金がおもな内容でございます。

以下、事項別明細書に従いましてご説明をいたします。

8ページをお開き願います。

(以下、補正予算書に基づき説明のため、内容省略)

2ページをお開き願います。

2ページ・3ページの歳入歳出予算補正につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第57号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君）（登壇） 議案第54号、平成20年度標茶町下水道事業特別会計補正予算の提案の趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本補正予算は平成19年度に公的資金補償金免除繰上償還にかかわる公営企業健全化計画を策定し、国の承認を受けたことにより1件の借り換えを行いました。昨年度に引き続き昭和61年から平成4年までの間に借り入れた利率5%以上の起債8件、1億7,306万5,204円の借り換えを行う。それから管路施設の補修工事費で600万円、及び単独事業費の起債が認められたことによる財源内訳の変更を行うものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

平成20年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成20年度標茶町の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,519万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,219万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

9ページをお開きください。

(以下、補正予算書に基づき説明のため、内容省略)

2ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正でございますが、いままで説明申し上げた内容と重複いたしますので省略させていただきます。

4ページをお開きください。

第2表 地方債補正でございます。

起債の目的、1 公共下水道事業、限度額は1億6,220万円追加し3億6,460万円といたします。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じでございます。

2 特定環境保全公共下水道事業、限度額を280万円追加し1,300万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じでございます。合計では補正

前の限度額2億3,070万円に対しまして、1億6,500万円を追加し3億9,570万円とするものでございます。

10ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調書でございますが、合計で申し上げます。当該年度中増減見込について、当該年度中起債見込額は補正額1億6,500万円を追加し補正後の額を3億9,570万円とするもので、当該年度末現在高見込額につきましては補正額1億6,500万円を追加し補正後の額を39億1,586万5,000円とするものであります。

以上で、議案第54号の提案の趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） お諮りいたします。

ただいま議題となりました議題6案は、直ちに、議長を除く15名で構成する議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査することに、いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議題6案は、直ちに、議長を除く15名で構成する議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号審査特別委員会に付託をし審査することに、決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前11時 5分

再開 午後 3時50分

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第58号

○議長（鈴木裕美君） 日程第2。議案第58号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

管理課長・今君。

○管理課長（今 敏明君）（登壇） 議案第58号提案趣旨並びに内容について、ご説明申し上げます。

本案につきましては、本定例会において条例廃止のご審議を頂き可決頂きました、旧標茶町さけますふ化場施設の建物の無償譲渡に関わる提案でございます。

本施設につきましては、地方自治法第238条の5の規定に基づき処分されるもので、行政財産から普通財産への種別替え事務を終えたところでございます。

本案にご理解頂き可決をいただいた後、所要の手続きを経て譲渡先であります社団法人十勝釧路管内さけます増殖事業協会にて年内に解体撤去されるものであります。

内容に入ります。

議案第58号、普通財産の無償譲渡について

町は、下記の普通財産を無償譲渡しようとする。よって、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議決を求める。

普通財産の表示及び数量、施設名、財産所在地、建物面積、譲渡相手先、標茶町さけますふ化場ふ化施設・養魚池、構造につきましては鉄骨造でございます。沈殿施設、構造につきましては木造でございます。川上郡標茶町字中チャンベツ原野北1線44番地の4、1,090.84㎡、123.45㎡、社団法人十勝釧路管内さけます増殖事業協会。

以上で、議案第58号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第58号は原案可決されました。

◎議案第59号

○議長（鈴木裕美君） 日程第3。議案第59号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 議案第59号の提案趣旨の説明を申し上げます。

教育委員会委員の選任についてでありまして、平成20年9月30日をもって任期満了となります教育委員会委員に次の者を選任したいので議会の同意を求めるというものであります。

住所は川上郡標茶町桜14丁目20番地、氏名、齊・早苗、生年月日、昭和30年6月10日で

あります。

お手元に配付いたしました経歴書の説明については省略をさせていただきますが、平成16年10月に教育委員に就任され、以来、真摯に職責を果たされて参りました。継続してお願いいたしたく、ここに提案するものであります。

ご審議方お願いし、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

お諮りいたします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本案は起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木裕美君） 起立全員であります。

よって、議案第59号は原案同意されました。

◎議案第60号

○議長（鈴木裕美君） 日程第4。議案第60号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 議案第60号の提案趣旨の説明を申し上げます。

本案につきましては、只今同意いただきました議案第59号と同じく、教育委員会委員の選任についてでありまして、平成20年9月30日をもって任期満了となります教育委員会委員に次の者を選任したいので議会の同意を求めるというものであります。

住所は川上郡標茶町桜5丁目10番地、氏名は吉原平、生年月日、昭和24年8月3日。

お手元に配付いたしました経歴書の説明については省略をさせていただきますが、平成16年10月に教育委員に就任され、教育長としてその行政経験を生かし、遺憾なく職責を果たされ今日に至っております。再任を願い一層の指導性を頂きたくご提案いたすものであります。ご同意方お願い申し上げます。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

お諮りいたします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本案は起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木裕美君） 起立全員であります。

よって、議案第60号は原案同意されました。

◎認定第1号ないし認定第8号

議長（鈴木裕美君） 日程第5。認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となりました認定8案は、直ちに、議長・監査委員を除く14名で構成する平成19年度標茶町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ、閉会中継続審査とすることにいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました認定8案は、議長・監査委員を除く14名で構成する平成19年度標茶町各会計決算審査特別委員会に付託し、閉会中継続審査とすることと、決定いたしました。

◎意見書案第9号ないし意見書案第15号

○議長（鈴木裕美君） 日程第6。意見書案第9号、意見書案第10号、意見書案第11号、意見書案第12号、意見書案第13号、意見書案第14号、意見書案第15号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第9号、意見書案第10号、意見書案第11号、意見書案第12号、意見書案第13号、意見書案第14号、意見書案第15号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第9号、意見書案第10号、意見書案第11号、意見書案第12号、意見書案第13号、意見書案第14号、意見書案第15号の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第9号、意見書案第10号、意見書案第11号、意見書案第12号、意見書案第13号、意見書案第14号、意見書案第15号については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第9号、意見書案第10号、意見書案第11号、意見書案第12号、意見書案第13号、意見書案第14号、意見書案第15号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論はないものと認めます。

これより意見書案第9号、意見書案第10号、意見書案第11号、意見書案第12号、意見書案第13号、意見書案第14号、意見書案第15号を採決いたします。

意見書案第9号、意見書案第10号、意見書案第11号、意見書案第12号、意見書案第13号、意見書案第14号、意見書案第15号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第9号、意見書案第10号、意見書案第11号、意見書案第12号、意見書案第13号、意見書案第14号、意見書案第15号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎閉会中継続審査の申し出について

○議長(鈴木裕美君) 日程第7。閉会中継続審査の申し出を議題といたします。

産業建設委員会委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続審査の申し出

があります。

お諮りいたします。

産業建設委員会委員長から申し出のとおり、閉会中継続審査として、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、産業建設委員会委員長から申し出のとおり、閉会中継続審査と決定いたしました。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長(鈴木裕美君) 日程第8。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

総務委員会、厚生文教委員会、産業建設委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査として、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、総務委員会、厚生文教委員会、産業建設委員会、議会運営委員会の各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

◎議員派遣について

○議長(鈴木裕美君) 日程第9。議員派遣を議題といたします。

お諮りいたします。

釧路支庁管内町村議会議長会主催の町村議会議員研修会が、平成20年10月3日、4日、弟子屈町で開催されます。

この研修会に全議員を派遣することに、いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、会議規則第117条の規定により議員を派遣することに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長(鈴木裕美君) お諮りいたします。

ただいま、付託しておりました議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号審査特別委員会委員長から、審査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号を日程に追加し、直ちに議題とすることと決定いたしました。

◎議案第52号ないし議案第57号

○議長(鈴木裕美君) 議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

議題6案に関し、付託いたしました議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号審査特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により審査報告書が提出されております。会議規則第39条第3項の規定により、委員長報告を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論は、ないものと認めます。

これより、議題6案を一括採決いたします。

議題6案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

議題6案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（鈴木裕美君） お諮りいたします。

本定例会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

よって、標茶町議会会議規則第6条の規定により、本日で閉会いたしたいと思いを。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

これをもって、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木裕美君） 以上をもって、平成20年標茶町議会第3回定例会を閉会いたします。

（午後 4時 7分閉会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴木裕美

署名議員12番 田中敏文

署名議員13番 川村多美男

署名議員14番 小林浩